

## 第一百十二回国会 社会労働委員会議録 第九号

(一七五)

昭和六十三年四月十九日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 稲垣 実男君

理事 高橋 辰夫君

理事 丹羽 雄哉君

理事 畑 英次郎君

理事 田中 慶秋君

相沢 英之君

伊吹 文明君

小沢 長男君

大野 功統君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

自見庄 三郎君

中山 成彬君

堀内 光雄君

笠輪 登君

伊藤 忠治君

関山 信之君

永井 孝信君

新井 彰之君

平石磨作太郎君

塙田 延充君

田中美智子君

出席國務大臣 労働大臣 中村 太郎君

出席政府委員 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

出席國務大臣 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

出席政府委員 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

委員外の出席者 有鉄道改革推進大臣官房百瀬 信君

委員外の出席者 運輸大臣官房課長 田中慶秋君

委員外の出席者 田中美智子君

同月十八日 高齢者の就労対策の充実に関する請願(安藤巖君紹介)(第一五六四号)

社会労働委員会議録第九号 昭和六十三年四月十九日

出席委員

委員長 稲垣 実男君

理事 高橋 辰夫君

理事 丹羽 雄哉君

理事 畑 英次郎君

理事 田中 慶秋君

相沢 英之君

伊吹 文明君

小沢 長男君

大野 功統君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

自見庄 三郎君

中山 成彬君

堀内 光雄君

笠輪 登君

伊藤 忠治君

関山 信之君

永井 孝信君

新井 彰之君

平石磨作太郎君

塙田 延充君

田中美智子君

出席國務大臣 労働大臣 中村 太郎君

出席政府委員 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

出席國務大臣 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

出席政府委員 勞働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

運輸省国際運輸課長 講師・觀光局外航岩村 敬君

運輸省貨物流通局港湾貨物課長 龍野 孝雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長 野寺 康幸君

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

同(石井郁子君紹介)(第一五六五号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第一五六六号)  
同(浦井洋君紹介)(第一五六七号)  
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一五六八号)  
同(金子満広君紹介)(第一五六九号)  
同(川保健二郎君紹介)(第一五七〇号)  
同(経塚幸夫君紹介)(第一五七一号)  
同(工藤晃見君紹介)(第一五七二号)  
同(柴田陸夫君紹介)(第一五七三号)  
同(瀬長亜次郎君紹介)(第一五七六号)  
同(佐藤祐弘君紹介)(第一五七七号)  
同(辻第一君紹介)(第一五七八号)  
同(寺前巖君紹介)(第一五七九号)  
同(中路弘君紹介)(第一五八〇号)  
同(藤原ひろ子君紹介)(第一五八三号)  
同(不破哲三君紹介)(第一五八四号)  
同(藤田ミ君紹介)(第一五八五号)  
同(野間友一君紹介)(第一五八一號)  
同(東中光雄君紹介)(第一五八六号)  
同(正森成二君紹介)(第一五八七号)  
同(松本善明君紹介)(第一五八八号)  
同(村上弘君紹介)(第一五八九号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第一五九〇号)  
同(山原健二郎君紹介)(第一五九一號)  
同(外一件(細谷治嘉君紹介)(第一六一三号)  
国民健康保険制度改悪反対等に関する請願(児玉健次君紹介)(第一五九二号)  
同(柴田陸夫君紹介)(第一五九三号)  
原爆被害者援護法の制定に関する請願(児玉健次君紹介)(第一五九四号)  
内閣提出第六八号(參議院送付)  
労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(參議院送付)  
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(參議院送付)同(田中慶秋君紹介)(第一六一六号)  
同(塙田延充君紹介)(第一六一七号)  
国民健康保険法の改悪反対等に関する請願外九件  
(池端清一君紹介)(第一六一四号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

港湾労働法案(内閣提出第三六号)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(參議院送付)

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(參議院送付)

○稻垣委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、港湾労働法案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑の申し出があるので、順次これを許します。  
○伊藤忠治君 質疑の申し出があるので、順次これを許します。  
○伊藤忠治君 港湾労働法の問題について、順次質問をさせていただきます。  
我が国は資源が非常に乏しく、貿易を通じて経済の発展を図ってきたたと思うのですが、優秀な労働力と絶えざる技術革新、こういう一連の努力が実りまして、今日の経済大国を築いてきたと思うわけです。まさに我が国は貿易立国であります。  
そういう我が国にとって、今後ますます国際化が進行する中で、港湾は海陸の物流の結節点として極めて重要な役割を果たしていると考えるわけですが、そのような港湾において、港湾運送に必要な労働力を確保しながら港湾労働者の生活と雇用の安定を図るということが国民経済の発展にとっても極めて重要であると考えるわけでございます。港湾において、港湾運送に必要な労働力を確保しながら港湾労働者の生活と雇用の安定を図るということが国民経済の発展にとっても極めて重要であると考えるわけですが、冒頭にまずこの点についてお伺いをいたしたいと思います。

○岡部政府委員 御指摘のとおりでございまして、海陸輸送の結節点であります港湾において必要な労働力を確保いたしますとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の向上を図るということは、国民经济の発展にとって極めて重要な課題であると認識をいたしております。

○伊藤(忠)委員 その前提に立ちまして、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○伊藤(忠)委員 今回政府は改めて新港湾労働法を制定しようとなさっているわけですが、その必要性は一体何か、また現行法で対応できないとするとなるならば、現行法のどこが問題なのか、この点について明らかにしていただきたいと思います。

○岡部政府委員 近年の港湾における輸送革新の進展に伴いまして、港湾運送に必要な労働力といふものは、人力により貨物の積み込み作業等を行

え新法を制定したにしましても同じような結果になつてしまふのではないか、この点大きな危惧を感じているわけでござります。このような心配を払拭する労働省としての積極的かつ前向きな対処方針を持たなければいけないと思ひますし、そういう立場でどのような対処をされようとしているのか、明確にしていただきたい、かように思ひます。

して、技能労働力の需要が増大をしておりまして、これに対処するために港湾労働者に対する職業訓練を充実していくことが極めて必要であると考えているわけでございます。

てから実に二十二年たつてゐるわけでございま  
す。この間、港湾労働者の常用化の促進などの成  
果を上げてきたことは当然でございますが、しか  
し反面、いまだにやみ雇用、手配師の介在、そし  
て組織暴力の存在などの問題があると聞いてい

ういわゆる単純労働力から、大型の荷役機械の操作等を行う技能労働力へと変化してきたところでございます。今後においても、さらにこのようない傾向が強まるものと見込まれて いるところであります。

善を図りますために、ます定数設定の適正化、それから職業紹介機能の向上、新陳代謝の促進、雇用秩序の維持確立等に努めてきたところでござります。しかしながら、日雇い労働者による雇用調整によりましては、近年におけるいわゆる輸送車両の雇用等労働を取り巻く状況の変化に十分

練の効果的な実施について特別の配慮をするこ  
と、第三に、今後設けられます港湾労働者雇用安  
定センターにおきましても、港湾労働者に対する  
訓練を行うこと、こういうようなことによりまし  
て、港湾労働者に対する職業訓練の充実を図ること  
として、よきたい、ということでござります。

ところでございます、これは極めてぬいらしい問題であると思いますし、放置できない不法行為ではないか、このように私は考えるわけでございまして。例えば大阪港の小林組の問題、あるいはテレビで放映をされました横浜湾における闘争のやみくもで雇用の手配師の介在、まだほかにもござります。このような法運用上あってはならない点について

対応できないという状況も見受けられるところでございまして、今般港湾運送に必要な労働力を常時用労働者によって確保する、こういうことにしていただけでございます。労働省といたしましては、このような本法案を提出するに至った経緯を踏ままして、その運用に当たりましては、関係各実施

○伊藤(忠)委員 ILOの問題について質問いたします。

ILO第百三十七号条約が、海洋国日本において、先進国を今日自負してはばかりない我が國でありながら、いまだに批准をされていないということは、極めて問題であると思うわけであります。我々はヨーロッパに向むけて今まで強くその二

て、労働省は一体どのように対処なさっているのか。また単に港湾労働法だけではなかなか万全の対処ができない、つまり労働法だけでは港湾労働の改善を図れない面があると私は思うわけでござります。したがつて、関係省庁とも協力をしながら実効ある行政を進める必要があるのでないか、このように思うわけですが、大臣に御答弁を

つてきでいるわけでござります。したがつて、港湾運送に必要な労働力を含め、計画的訓練の実施によりまして技能の向上を図るということながらどうしても必要でございます。そのような技能の向上を図ることが可能な常用労働者を確保するの向上を図ることが可能な常用労働者を確保するという体制が必要でございます。これが本法案を

機関に充てしもして通報等によって的確な指導監督を行いまして、これに基づいて制度の目的が十分達成されるよう努めてまいりたいと考えて いるところでござります。

す。我々は早期折衝に向むいて、日本を強くするのとを求めるながら努力してきたわけであります。が、第一回国会で港湾運送事業法の一部改正の附帯決議として、批准に向けて条件整備に努力することになつております。この附帯決議に基づいて考えますときには、なぜ現段階で批准ができないのか、これがまず一点。第二点、整備しなければならない点は、(略)文子は七七四

○中村國務大臣　港湾におきましては、御指摘の  
いただきたいと思います。

○伊藤(忠)委員 ただいま法制定上の必要性、(イ)提出した一つの理由でござります。

らない条件とは一体何か、第三点 政府は批准に  
向けてどのような努力をしてこられたのか。以上  
の点について御質問を二点ござります。

労の問題が指摘をされておるところでございまして、労働省としましては、公共職業安定所及び関係行政機関による合同立入検査の実施、あるいは港湾労働法遵守強化旬間等を設定いたしまして、その秩序回復に努めてきたところでございます。今後とも関係行政機関との連携を密にして、これららの措置を十分に講ずることによりまして、從

まり今まで問題点があつた、こういふことの發  
弁をいただいたわけですが、労働省は昭和五十七  
年二月四日に職発第四十一号の通達を出されま  
して、新陳代謝の促進、職業訓練の実施などを進  
てきたわけでありますが、その成果を上げていな  
い、こういうふうに考えていいのかどうか。私もま  
ちはそういうふうに思うわけですが、労働省がこ  
の運用面においてきちっと指導しなければ、たと

業訓練を行なうことにより技能水準を高めるへども、あるという指摘がござります。このとおり港湾労働者雇用安定センターの労働者の職業訓練は極めて重要であると考えるわけであります。港湾労働者の方の職業訓練についてどのように対処しようときれいでいるのか、伺いたいと思います。

○国部政府委員 港湾運送の業務に必要な労働力につきましては、近年の荷役革新の進展によります

の点について御質問をしたいたいと思つてお  
○岡部政府委員 労働省といたしましては、I.L.  
O第百三十七号条約の内容、これは現行の港湾労  
働法によりましておおむね満たされているもので  
あると考えてるのでございますが、しかしながら  
港湾関係者、特に労使間におきまして条約の内  
容の理解に大きな隔たりがある部分が一部ござい

まず、第一点といたしまして、港湾労働者の就労と生活保障の責任を負うべきものの範囲ということございますが、労働組合側は、荷主あるいは船主等の港湾の利用者も含まれるべきである、こういうふうに理解をされますが、使用者側におきましては、それは含まれない、というふうに理解をしているというふうな点。それから第二点といまして、港湾労働法の適用範囲につきまして、労働組合側は、全国の港湾にも適用しなければならない、こういうふうに理解をしておるわけでございますが、使用者側は、全国の港湾でなくともいいのではないか、このように理解をしてい、そういう隔たりがございます。それから第三に、港湾労働者に対する最低の所得の保障につきまして、就労日数の減少によって支給額が低下する現行の雇用調整手当制度、これが十分であるか不十分であるかということにつきましても見解の差がござります。それから第四に、港湾労働者の登録につきまして、常用労働者の届け出制というふうな形で十分あるかどうか、これは届け出でなくて登録にすべきである、あるいは届け出で十分だ、こういうふうな点につきましての関係者間の理解がまだ隔絶があるというふうな状況でござります。

このような食い違いを解消することが先生お尋ねの同条約を批准するためには必要な基礎的な条件であるというふうに考えられるわけでござります。労働省といたしましては、從来から関係審議会の場等を通じまして、関係者における共通の理解の形成、これに努めてきたところでございますが、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 大臣にお伺いいたしたいと思います。

ILO第百三十七号条約について、単に批准に向けて努力しているというだけではなくて、今後は大臣として、港湾調整審議会において関係者における共通の理解の形成を図るために積極的に検討を進めるべきではないか、このように私たち

強く要請を申し上げたいと思いますが、大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○中村国務大臣 条約の批准につきましては、今政府委員から御説明申し上げましたように、法そのもの、今回の港湾労働法そのものは条約の内容を満たしておると思っておるわけでございますけれども、今日までできなかつたのは、御説明申し上げましたように、関係者の共通の理解が得られないというところに問題があるわけでございました。しかし、私どもいたしましては、お説のように百一回国会の附帯決議等を十分踏まえまして、これからも関係審議会の場を通じ、関係者における共通の理解の形成に努める等、条約批准に向けたさらに一層条件整備を整えてまいりたいといたします。

○伊藤(忠)委員 ILO港湾労働条約の批准と港

湾労働法の全国適用に関する諸願が全国の都道府

県議会、これは八つございますが、さらに市町

議会からは三十六採択をされて政府の方にも意見

が寄せられている、このように私たち聞いている

わけでございます。私の選舉区に四日市港がござ

いますが、その当該市議会からも意見書が出され

ているわけでございまして、こういうふうな中身

になっております。

「港湾労働者の雇用と生活の安定を図ること

は、単に港湾労働者だけの問題ではなく、港湾機

能の充実や我が国経済の発展にとっても極めて重

要な課題であります。よって、政府におかれで

は、港湾労働者の雇用不安の解消と生活の安定を

図るために、強く下記の点について措置を講じて

いただきたいという要望になつてゐるわけであります。

○伊藤(忠)委員 大臣にお伺いいたしたいと思

ます。

ILO第百三十七号条約について、単に批准を

していただきたい。かつ、条約に基づいて現行港

湾労働法を改正していただきたい。二点目は、港

湾労働法を現行の主要港、六大港のみではなく、

全国の港湾運送事業法の指定港に適用するよう

していただきたい。こういう意見書が届けられて

いるわけであります。

○伊藤(忠)委員 大臣にお伺いをいたしました。

港湾労働法の適用港湾について今も見解が述べ

られました。まず第一点、お伺いしたいのは、施

行後一年間の状況を見て、労使の合意が行われた

港湾に適用を拡大すること、これがまず第一点。

第二点は、適用港湾を定期的に見直すべきである

と考えますが、この点について見解をいただきたい。

また労使の合意がなくても、政府が必要あり

と認めた港湾についても適用対象とすることがあります。

こういう経緯があつたと思うわけでございます。

適用港湾につきましては、第二条で「政令で指定する」、こうなつてゐるわけであります。

○中村国務大臣 労働省といたしましては、お説

に当たつての基準とはどのようなものなのか、

また現在は六大港しか指定されていないわけです

が、新法では適用港湾を拡大する考えはないの

か、この点についてお伺いをいたします。

○岡部政府委員 先生御指摘になりました各議

会、市町議会等の動きでございますが、港湾が所

在する都道府県の議会あるいは市議会に対しまし

て、適用港湾の拡大あるいはILO第百三十七号条

約の批准、港湾労働法の全国適用等々の請願が提

出をされました、その幾つかは既に採択されてお

るということは承知しております。私も自身も

その御陳情に立ち会つたこともござります。

この適用港湾の問題でございますが、港湾の荷

役量、それから港湾労働者の数等を考慮して、國

民経済上に占めるその港湾の重要性及び必要労働

力の確保、その他港湾労働者の雇用の安定等に関

し特別の措置を実施する必要性の高さ、こういつ

たような基準で港湾を政令で指定することになる

わけでござります。この政令指定に当たりまして

は、関係労使の意向を尊重しながら、関係審議会

の意見を十分聞いて定める、こういう考え方であります。

制度発足当初は六大港でスタートするというの

がこれまでの関係労使の意向であると理解をして

おるわけでござりますが、将来についてのお尋ね

の点につきましては、これは港湾の環境の変化を行

踏まえまして、必要に応じ適用港湾の見直しを行

うということにいたしたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 今具体的な規定できる問題につ

いて答弁をいただきましたが、ぜひとも今の見解

に基づいて今後のケースに対処いただきたい、か

ようになります。

○岡部政府委員 次に、適用港湾として見直しの対象となりそ

な港湾においては、港湾労働者の就労状況を把握

するため、労働者台帳を事業主に義務づけるよ

うにしてはどうか、このように考えますが、御答

弁をいただきたいと思います。

○岡部政府委員 適用港湾として見直しの対象と

なりそうな港湾につきましては、今後関係審議会





者の労働条件は実質的に企業常用と同一水準になければならないのだ、こう思うわけです。この点についてお考えを明らかにしていただきたいと思います。

○佐藤(仁)政府委員 指定されました港湾労働者雇用安定センターがその業務を推進するに当たりまして、御指摘のように、採用基準でありますとか就業規則あるいは労働者派遣規程等を設ける必要がございます。それらの採用基準でありますとか就業規則、労働者派遣規程などにつきまして、御指摘のとおり全国で統一的なものとすることが適当であるというふうに考えております。また港湾労働者雇用安定センターに雇用される港湾労働者の労働条件につきましては、事業主に雇用され基本的には同一であることが望ましいというふうに考えます。

○伊藤(忠)委員 今、労働条件が基本的には同一であることが望ましいと言われましたが、これは

決して他人事ではございませんで、所管される労働省としてはそうなつていくように最大限の指導

をする、こういうふうに理解をさせていただいて

いいのでしょうか。

○岡部政府委員 この労働条件につきましては、

それぞれの労使関係において自主的に定められる

ということが原則でござりますので、一々行政指

導によって細目まで定めていくという立場

に役所はないことは先生御存じのとおりでござい

ます。しかしながら、この港湾労働法全体の精神

というものが、各企業における常用労働者とい

るものを通じて、あるいはまた今度設けられますセ

ンターを通じまして、その波動性に対応しよう、

こういう考え方でできているものでございますの

で、全体が言うなれば打って一丸となつて港湾労

働という非常に公共的な業務を行なうということで

もございますので、その労働条件というものは、

そこにおのずからなる労使間の十分な配慮が行き

渡りまして、そこにおいて大体同水準の労働条件が実現をする、こういうことが望ましいというふうに考えております。

点から私どもも関係労使に接してまいりたいとい

うふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 合理化などの対象となった企業

常用については、事業計画で定められたセンター

労働者の数の範囲内でセンターに雇用されること

が港湾労働者の雇用安定の一助になると考えるわ

けですが、御答弁をいただきたいと思います。

○岡部政府委員 港湾労働者雇用安定センター

は、事業計画書に定められたところに従いまして

労働者を雇用するものでございます。したがいま

して、港湾労働者雇用安定センターは、事業計画

書に定めたその労働者数の範囲内で企業を解雇さ

れた港湾労働者を雇入れることができるのことと

なるわけでございまして、そのことは港湾労働者

の雇用の安定にも資するというふうに考えられる

わけでございます。

○伊藤(忠)委員 先生のお尋ねは、その企業常用が合理化あるい

は人員整理等々によりまして、そこから離職を余

儀なくされたという方があった場合に、それはす

べてこのセンターで吸収することができないもの

か、こういうふうな含みを持つたお尋ねであろう

かと伺うのでございますが、これはやはり事業計

画書に定めたその労働者数の範囲におきましてセ

ンターはこれを雇用するということになるわけで

ござります。そこにあきがございますれば、そこ

に雇用をするということはもちろん可能なところ

でござります。

○伊藤(忠)委員 私の持ち時間からしますとまだ

余っているわけですが、関連質問の関係がござい

ますので、次の関山委員にバトンタッチをさせて

いただきたいと思いますが、よろしゅうございま

すか。——では、どうもありがとうございまし

た。質問を終わります。

○関山委員 関山信之君。

からも本港湾労働法につきまして質問をさせてい

ただきたいと存じます。

ただいまお話をございましたが、この港湾労

働法が制定されましたのは一九六五年であります

。またこの港湾労働法制定以前に、法制定に向

けての運動というのには、一番最初に法制定の請願

が提出されましたのが一九五一年でありますから、

実際に十五年という長い年月をかけてこの法律が制

定をされ、今回二十三年目に大きな改正が行われ

ようとしているわけであります。

ところで、昭和四十年、一九六五年という港湾

労働法制定の年の日本のGDPは三十三兆円であ

ります。今日GDPは昨年三百四十四兆八千八百

億という実に大変な経済大国を実現しているわけ

でございます。すさまじい経済成長による経済大

国日本の成功は、伊藤委員も触れられましたよう

に、貿易立国を国はとする我が国の経済政策によ

るものでございまして、そのことは同時に、この

成功の陰には、日本海運及び港湾運送事業の並々

ならぬ貢献があつた、こう思うわけです。言いか

えれば、港湾労働者あるいは海運労働者の存在を

抜きにしてはこの数字は実現をし得ないものであ

ります。

しかし、今日、その成功を支えた日本海運、ど

うでしょうか。みずからが招いた便宜置籍船の投

機的な乱造による深刻な不況に陥っておりまし

て、そこで働く日本船員の人たちは職場を追わ

れ、日本海運そのものの存在さえ危ぶまれる状態

に陥つておることは御承知のとおりであります。

また、港湾運送事業につきましても、港湾の近代

化といえば大変美しい言葉でござりますけれど

も、その陰でさまである港湾荷役の合理化が進行

いたしております。六・大港だけを見ましても、

昭和四十一年、法施行時におきまして七万二千名

を数えた港湾労働者は、昭和六十二年におきまし

ては既に三万六千人と半減をしてしまっているの

が現実であります。しかも、激しい運賃料金のダ

ンピング競争によりまして、零細な港運業者とそ

こで働く労働者が専ら苦汁をなめさせられている

という現実がございまして、一方で経済成長が華

やかなものであればあるほど、先ほどもお話をございましたような暴力団絡みの手配師の横行など、そのデーターな前近代的な雇用実態というものが依然として未解決のまま存在をしていることが対照的に浮き上がってくるのが現状なわけでございます。

今次改正される港湾労働法でございますが、こ

うした現状にございまして、従来の港湾労働法に

つきましても、私どもからすれば不十分、不完全な法律だというふうに申し上げなければならないのですけれども、しかしそれは、港湾労働者の歴

史的な怨念とも言うべきものを背負いながら、彼

らにとっては雇用秩序を守る唯一のよりどころと

して機能してきた、私はこう思うわけでございま

す。以上の経過、背景を考えますと、今次改正

は、より完全に近代的な労使関係を確立をすること

と、つまり港から一切の手配師のような存在をな

くして、港頭地区における港湾作業は、企業常用

とブル労働者以外は就労を認めないという原則

をしっかりと確立をしていただきたいと思います

と、そのことを基本にしながら、今日の港湾の近

代化に対応し得る労働力の安定的な需給調整の機

能を法律的に保障するものでなければならない、

かのように考えるわけでございます。

これは事業主がその雇用する労働者について、

港湾運送の業務に従事させようとする場合は、公

共職業安定所に届け出なければならぬといふこと

とを定めておるわけでござります。これは現行法

でも第十三条に規定をされておることでございま

すが、まず最初に改正法第九条第一項についてお

伺いをしたいと思います。

これは事業主がその雇用する労働者について、

問題についてお尋ねをいたしたいわけでございま

すが、まず最初に改正法第九条第一項についてお

伺いをしたいと思います。

これは事業主がその雇用する労働者について、

港湾運送の業務に従事させようとする場合は、公

共職業安定所に届け出なければならぬといふこと

とを定めておるわけでござります。これは現行法

でも第十三条に規定をされておることでございま

すが、この企業常用の届け出、私どもはこれは登

録にしなければいかぬ、こう言つておるわけでござ

りますけれども、いずれにいたしましても、こ

の港頭地区における雇用秩序の基本であるわけでございまして、この点につきまして、現行法の場

合は、この届け出義務の規定に違反をいたしました

と、第七十三条第一号におきまして罰金が科せら

れるということになつてゐるのに、新法案では、

この届け出義務規定の違反に対しまして罰則が設

けられておらないわけでございまして、この点に

ついではどううことなのか、お答えをいただき

たいと存じます。

○岡部政府委員 お尋ねの港湾労働者の雇用に関する届け出義務でございますが、これは日雇い労働者の雇い入れ規制の実効を確保することを直接の目的とするものでござりますが、究極的には港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需要調整というふうなものを確保するということを目的とするものでございまして、結局これは港湾における日雇い労働者に第三者が介入することを排除しようということでござります。このような手続的な届け出義務につきましては、雇用関係の近代化に関する意識といふものが事業主に相当浸透している状況にあるうと考へております。そのため罰則を科す必要はないのではないか、このように考へて法律を起草したところでござります。

○関山委員 ただいまの御答弁は、一方で第三者が介入することを排除することを目的とするものだ、こうおっしゃいながら、雇用関係の近代化に関する意識が事業主に相当浸透してきている状況、こうおっしゃるのですね。しかし、これはいたくないですね。きょうは港湾関係の労働者の皆さんもこの委員会に傍聴に見えてるのですが、現場を見たらとんでもねえや、こうおっしゃるに違いないと思うのですね。

ところで、どうでしょか、野寺雇用課長はちよつと席を立たれているようだけれども、やみ雇用の実態はどうですか。やみ雇用、擬装常用、荷役調整、こういった名をかりた相互融資といったような実態があるわけですが、なぜか、この種の問題をめぐつて通報はどのくらいありますか。そして、摘要件数はどのくらいあるのでしょうか。そして、労働省の出先安定所の指導官の定

数というのは今どのくらいあるのですか、六大港

別にお示しをいただきたいと思うのです。

○佐藤(一)政府委員 突然のお尋ねでございます

ので、十分な資料を準備してまいりませんでしたが、常用港湾労働者に係る立入件数は、六十一年

度で千七百二十五事業所を行つております。そのうち、違反状況が摘発されました事業所は二事業所でござりますが、港湾別に数字がたまいませんでした

にございませんので、また後ほどお答えさせてい

ただきたいと思いますが、私ども承知いたしましたところ、そうした事件は現在に至りましても見られることはござりますが、法施行二十二年を経過する中で漸次改善の傾向にあるということは言えます。ただ、そうした問題は一つもあつてはならないことであり、今後ともそうした事件が起きませんように最大の努力を払つてまいりたいというふうに考へております。

○関山委員 やみ雇用の現実といふものは、私ども手元にもたくさん資料をいただいております。きょうはそのことでとやかく申し上げるつもりはありませんけれども、雇用関係の近代化に関する意識が事業主に相当浸透してきているなんど

いう現実があれば、横浜においても神戸においてもあるいは大阪においても、いろいろと問題になっているような事案といふものは出てこないわけでありまして、第九条第一項につきましては、何といつてもこの法律全体の基本になる部分でありますただけにきちつと、これがまた届け出という段階にとづまっておりますだけに、ぜひともこれは罰則をつけたまわなければならぬということを私は強く申し上げておきたいと存じます。

○岡部政府委員 ところで、次は第二十六条でございます。こ

こは「労働者派遣に係る事業主の努力義務」という項目でございますが、今次改正案は、要するに、

運送事業主についてのみこの港湾労働者雇用安定センターが派遣する労働者を優先的に使用することを罰則づけて強行規定によって義務づけるといふことにつきましては、一般の雇い入れの自由と均衡を著しく失するということで、憲法上の問題を生じかねないと、いうことで適当ではないと考えるわけでございます。したがいまして、この段階では議会の建議が行われておりますが、この段階では置されるべきであろう。センターも皆有利を目的とする法人ではございませんし、港湾運送事業に係る労働力需給の公的調整の一翼を担ういわば準公共的な機関であるというようなことなども御考慮いただかなきやならないと思うのですね。

ただ、しかも、この法案策定の過程で中央職業安定審議会の建議が行われておりますが、この段階では昨年の十二月二十二日に建議が行われたが、ここでも「事業主がその雇用する常用港湾労働者以外の労働者を使用する必要が生じたときは、指定法人に対し、港湾労働者の派遣を認めなければならぬものとする。」これを受け、今年開かれておりました中職審の報告の法案大綱におさましても、

「事業主がその雇用する常用港湾労働者以外の労働者を使用する必要が生じたときは、港湾労働者

録日雇い労働者の紹介と、いわゆる日雇い労働者との関係につきまして、きちんと順位を定めておるわけでございます。新制度のもとでも、まずセ

ンターからその雇用する港湾労働者の派遣を受けなければならぬこととするのが当然ではないか

と思うのでありますけれども、いかがでございましょうか。

また、現行制度におきましては、登録日雇い労働者を非登録の日雇い労働者に優先して紹介することになつておることを申し上げましたが、新制

度に移行した場合、このままでは読みますと、港湾運送事業主がセンターからの労働者派遣を受けずに職業安定所に日雇い労働者の紹介を求めることが法律上認められるようなるのではないか、それが、そういう危惧も感ずるわけでございまして、そうなりますと、そもそも一体何のための法改正かわけがわからないということになつてしまふわけございます。

したがいまして、私は、この法案の第二十六条について、港湾運送事業主は、まずセンターに労働者派遣を求めるなどを義務づけるとともに、罰則をもつてその実効を確保すべきではないか、こう考へるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○岡部政府委員 法律的にいいますと、一般に労働者を雇い入れる場合に、いかなる範囲のものから選ぶかということにつきましては、事業主の自由に任されておる、いわゆる雇い入れの自由の原則があるわけでございます。したがいまして、港湾運送事業主についてのみこの港湾労働者雇用安定センターが派遣する労働者を優先的に使用することを罰則づけて強行規定によって義務づけるといふことにつきましては、一般の雇い入れの自由と均衡を著しく失するということで、憲法上の問題を生じかねないと、いうことで適当ではないと考えるわけでございます。しかしながら、労働省といつたましても、港湾労働者雇用安定センターの関係につきましては、その優先順位につきましては明確な考え方をとつておるわけでございます。した

がいましてその優先順位につきましては、法律第

七条第一項の規定による事業主に対する勧告といふふうな形によりまして、適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございま

す。

○関山委員 納得ができないですね。労働省とし

て優先順位、就労順位をきちっとしていくといふ

お考えであることは、十分その限りではわかるわ

けですけれども、これをいかに法律的に担保する

かということが問題なわけでございまして、先ほ

ど申し上げたような現行法の枠組みできちっとし

た十九条の規定などとにらみ合わせますと、むしろ現行制度の基本的な枠組みが崩される心配がや

はり残るということでございまして、今の御答

弁、憲法の立場から一般的、形式的に論すればそ

ういう立場もわからぬわけじゃありません。しか

しそもそも現行制度も、登録日雇い労働者とその

他の非登録日雇い労働者という形で、日雇い港湾

労働者の間に差別を持ち込むものだから憲法違反

だということにもなりかねないわけでございま

して、現行法ののような特別法が必要となる特別の事

情があるということを踏まえて、今日の現行法で

も措置されておるわけでありますし、新法でも措

置されるべきであろう。センターも皆有利を目的と

する法人ではございませんし、港湾運送事業に係

る労働力需給の公的調整の一翼を担ういわば準公

的機関であるというようなことなども御考慮い

ただかなきやならないと思うのですね。

しかも、この法案策定の過程で中央職業安定審

議会の建議が行われておりますが、この段階では

昨年の十二月二十二日に建議が行われたが、ここ

でも「事業主がその雇用する常用港湾労働者以外

の労働者を使用する必要が生じたときは、指定法

人に対し、港湾労働者の派遣を認めなければなら

ぬものとする。」これを受け、今年開かれてお

ります中職審の報告の法案大綱におさましても、

「事業主がその雇用する常用港湾労働者以外の労

働者を使用する必要が生じたときは、港湾労働者

用雇用の形でブルとして行おう、こういうことで

あります。とすれば、現行制度におきましても、

第十九条におきまして、職業安定所は、今日の登

八

めなければならないものとすること。明らかに義務規定になつておるわけでございます。私としては、港湾荷役事業主はまずセンターに労働者派遣を求めるなどを義務づけるとともに、その実効を確保するためには罰則を設けることも考えるべきではないか、こう思うわけでございまして、この点につきまして大臣の御見解をいただければありがたいと存じます。

○中村国務大臣 港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣は、公益的な観点から港湾運送に必要な労働力を企業外に確保するものであることから、効率的な労働力の確保及び確保される労働者の雇用の安定を図るために、事業主がその雇用する常用港湾労働者以外の労働者を使用する場合には、センターが雇用する労働者の就労機会が優先的に確保されることが適当であると考えておるわけであります。したがいまして私としましては、この趣旨は努力義務でも十分生かされるものと考えますけれども、第二十六条を義務規定とするべきであるとの御指摘につきましては理解できなわけではございません。しかしながら、義務規定とする場合におきましても、罰則をつけることにつきましては、一般の雇い入れの自由との均衡を著しく失すことになりますかというふうに考えておるわけではございまして、まあ罰則をつけない方が適當ではないかというふうに考えておるわけであります。

○関山委員 少なくとも現行の努力義務といふものにつきまして、きっちりと義務規定に改めていただくことを強く要望をしておきたいと存じます。

次は、第十六条のセンターの「労働者派遣の業務方法等」という条項につきましてお伺いをいたしたいと思うのでござりますけれども、この第十六条第一項にたゞし書きが設けられております。つまりセンターが雇用をする常用の労働者で、その労働者のみの派遣によっては労働者派遣の需要に応じられない場合の規定でございますけれども、このたゞし書きを設けた趣旨について、まず御説明をいただきたいと存じます。

○佐藤(じ)政府委員 改正法案第十六条は、たゞ  
いま御指摘がありましたように、「労働者派遣の  
業務方法等」に関しまして規定したものでござい  
ますが、港湾労働者雇用安定センターが行う労働  
者派遣の対象となる労働者につきましては、セン  
ター自身が常時雇用する労働者を原則とするとい  
うことといたしております。しかしながら、港湾  
運送事業の事業活動の波動性の関係から、なお追  
加的な技能労働力需要が発生する場合が当然考え  
られるわけでございますが、そうした場合において  
も、同センターによる労働者派遣により技能労  
働力を供給し得るよう、同センターが常時雇用  
する労働者以外の労働者であつて労働大臣が定め  
る一定の技能水準以上の者につきましても、同セ  
ンターが派遣することができることとした、そうち  
した規定でございます。

たしますと、第十六条第一項ただし書きの部分はあくまでも経過措置として妥当性を持つものでありますから、本則ではなくて附則ぐらに書くとか、それも一年ないし数年間という期限を限ったものにして措置をされることがここは妥當だと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○岡部政府委員 先生御指摘のように、港湾労働の業務というものは、企業常用及びセンター常用によつてこれを賄う、これが基本的な姿であることはそのとおりでございます。しかしながら、現在の登録日雇い港湾労働者が技能労働に係る求人に十分対処できないこと、あるいは港湾運送事業についての波動性の関係からなお追加的な技能労働需要が発生する場合が多くあるわけでございまして、これを踏まえまして、センターが常時雇用する労働者以外の労働者につきまして、労働大臣が定める一定の技能水準以上の者であることが必要でござりますが、出向し、派遣できる、こういう形になつてゐるわけでございます。現状を見まして、あらかじめ期限をつけるということは適当ではないと考えてゐるところでございます。

○関山委員 どうも期限をつけることには納得のいく御答弁をいただけないのでですが、少し角度を変えてお尋ねをしたいと思います。

大臣、この法案によりますれば、従来の職業安定所による登録日雇い港湾労働者の紹介制度にかわって、全く新しい指定法人による常時雇用の港湾労働者の派遣制度、こういうことになるわけでござりますが、新法施行後、これは他の法律の例もござりますけれども、一定時期にこの法律を見直してより完全なものにしていくという考え方もあるわけでございます。これに関連して、昨年十月の港湾調整審議会における建議におきましても、「港湾労働対策については、三年ないし五年ごとにその見直しを行い、所要の措置を講ずべきである」というふうに書かれておるわけでございまして、また先ごろ成立をいたしました労働者派遣法も、三年で見直すことが法律に明記をされております。したがつて政府は、この法律も新法

施行後三年で見直したらしいかが。見直しと、いうことになりますと、いろいろな角度での見直しもあるわけでござりますから、当然、ただいま申し上げてまいりました第十六条第一項ただし書きと、いう部分につきましても、港湾労働者の技能訓練も三年間という期限があれば、この間相当な進歩があるものと考えられるわけでござりますし、ここでひとつそういう際に見直すということをお約束いただけないものか、これは強くお願いを申し上げたいと思います。

○中村国務大臣 御指摘のとおり、港湾調整審議会の建議におきましても、新制度実施後においても一定時期に制度の見直しを行なうことが適当である旨の指摘がなされております。また、新法の制定または制度の抜本的改正に際しましては、施行後一定期間経過後に見直しを行なう旨の規定も随所に設けられる例があるわけでござります。このことにかんがみまして、本法に基づく制度の実施後適当な期間を経過したところで、今お話しになりました十六条第一項等の問題も含めて、新法の施行に伴い発生する諸問題について検討いたしますことはやぶさかではございません。

○関山委員 ゼひひとつ申し上げた趣旨を御理解の上、対処をお願い申し上げたいと存します。

ところで、現行港湾労働法もそうなんですけれども、労働者の概念が非常に複雑になつております。私などはいまだにきちっと整理ができない部分もあるのです。この法律におきましても、第九条、第十六条、第二十六条などにかかわつて事務職員の問題がございまして、ひとつはつきりさえておきたいと思うわけなんですが、法律第九条は「事業主は、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、先ほどの届け出云々というのがあります。また第十六条では、センターが行う労働者派遣について、「その常時雇用する労働者を派遣」し、またそれができないときは云々とあるわけです。それから第二十六条においても、今やりとりいたしました努力義務規定のところにおきまして、事業主がセンターに労

労働者派遣を求めるごとに「その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは」云々とある。これらの条文において「その雇用する労働者」あるいは「その常時雇用する労働者」とあるのは、「その雇用する港湾労働者」あるいは「その常時雇用する港湾労働者」ときちつとしていただきますと、いろいろなあいまいさが抜け、雇用の就労順位についてもきちつとなる。また私どもにわかりやすい法律用語となるのではないかと思うのですけれども、そうできない理由というの是一体何があるのですか。

○佐藤(仁)政府委員 改正法案の第九条に規定する「その雇用する労働者」、さらには第十六条第二十六条に規定する「その常時雇用する労働者」という言葉について、単に「労働者」と書かずに

「港湾労働者」と書いた方が意味が明確になるのではないかという御指摘かと思ひます。

このことにつきましては、いずれも常時港湾運送の業務に従事する港湾労働者を念頭に置いて規

定したものです御指摘のとおりでござります。ただ、第二条に定義の規定がございます

が、それとの関係で用語上は、いまだ港湾運送業

務に従事していない段階にある労働者についての規

定でございますから、「港湾労働者」と規定する

ことは正確ではない。この法律の定義といいます

が、用語の使い方としては「労働者」ということ

に相なるということです。

○関山委員 その常時雇用する労働者は、いざれ

も常時港湾運送業務に従事する港湾労働者を念頭に置いて規定したものだ、こうおっしゃっていた

だければそれはそれでいいようなものなんですね

が、しかし、現実のやみ雇用あるいは偽装常用、荷役調整の名をかりた雇用相互融通という問題

は、どうしてもこういう法律用語の穴をくぐる意

識、目的意識にあるかどうかは別にしましても、私どもにとつてはやはり不安な部分であります。

先ほども指摘を申し上げた、港湾運送業務に従事する労働者は、原則としていわゆる企業常用の労

働者がセンターの労働者であるはずであることはお認めいただいているわけでございます。

先ほども申し上げましたように、港湾運送業務労働者の定数についても、それを前提として決めら

れるべきものだと思います。したがって、脱法的

な行為を防ぎ、雇用秩序を守るためにには、やはり

今指摘した部分について法律上「港湾労働者」と明示すべきではないかと思うのでござりますけれ

ども、しかし、それがたまに御答弁のございま

したような法律作業的な部分のことだというな

い者が港湾運送の業務に従事するといふことがな

いように十分指導監督をいただきたいと思うので

すが、この辺は大臣の御配慮をいただきたいと思

うのです。

○中村国務大臣 御指摘の点はまさにそのとおり

でございまして、やはり念には念を入れておかなければならぬということを考えております。

事業主がその常時雇用する港湾労働者によって

は必要な労働力需要を満たし得ない場合、港湾労

働者雇用安定センターがその雇用する事務労働者を港

湾運送の業務に就労させることは、新法の精神に

かながみまして適当でなく、また事実上ほとんど

ないものとは考えておりますけれども、仮に就労

などにも御懸念のことのないように十分指導をし

てまいりたいと考えております。

○関山委員 続きまして、第十条の「日雇労働者

の雇用」に関する条項についてお尋ねをいたしました

入った者でなければ、日雇労働者として港湾運送

の業務に従事させはならない」という規定でござります。これは現行法第十六条と全く同趣旨、

同内容のものだというふうに理解をいたしております。

○岡部政府委員 この法の精神につきましては、企

業常用及びセ

の業務に係る日雇い労働者の求人と求職者とを公

共職業安定所に集中させ、迅速かつ的確な需給調整を図ることともに、あわせて手配師等第三者による就労への違法な介入の排除を図ることとしたものでございます。

建议でも「このような雇用調整システムを設ける場合においては、原則として追加的な労働力需要は不要となる」というふうにされてきてるわけ

でございます。したがって、これまでほどもかく

今後この新法のもとでは、事業主が公共職業安定所に日雇い労働者の求人の申し込みをするわけ

でございます。したがって、これまでほどもかく

建設でも「このような雇用調整システムを設ける

場合においては、原則として追加的な労働力需要

に従事する労働者は原則として企業常用かセン

ターラー労働者というのを前提にしながら、中職審の

建議でも「このような雇用調整システムを設ける



そこで次に、センターの財源問題についてお尋ねいたします。新しく発足をいたしました港湾労働者雇用安定センター、労働者派遣の業務運営に必要な財源はどうに確保されることになつてゐるのか、また国からの補助はどの程度のものなのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○佐藤(仁)政府委員 お尋ねのごいました港湾労働者雇用安定センターが労働者派遣の業務運営に必要な財源をどのように確保するかという点でございますが、センターが行います労働者派遣業務の運営に必要な経費につきましては、事業主から徴収する労働者派遣に関する料金をもつて充て、國もその費用の一部を補助することといたしております。

このうち労働者派遣に係る料金につきましては、労働者派遣に関する基本契約に基づいて取扱貨物量に応じて徴収する基本料金と、個別の労働者派遣契約に基づきまして派遣いたしました場合に徴収する利用料金との二本立てにしたいということになります。またセンターの労働者派遣業務の運営に対する國の助成につきましては、國はその業務に要する経費の三分の一を補助するということにいたしたいと考えております。

○関山委員 なお、この問題についてお尋ねをしたいのですが、これまでお話をございましたように、労働者派遣に関する料金のうち基本料金については、センターと事業主との間の労働者派遣に関する基本契約に基づいて徴収するものでありますけれども、ただいまお話をございましたように、労働者派遣に関する基本契約が結ぶことが制度の前提として確立をされておりませんと、この運営が成り立たないわけであることは当然であります。例えばうちの企業は企業常用だけで作業するから派遣は絶対に使わぬということを言い出し始めたとすれば、すべての事業主がセンターとの間に労働者派遣に関する基本契約を結ぶことによって、これが認められるのですから、そういう事業者がいても、必ず労働者派遣に関する基本契約を結んで基本料金を徴収するということになら、これはだめなわけでありますから、そういう

ればならないと思うのですね。しかし、実態は必ずしも從来そくなつてない部分もあるやに私はどちらも聞くものでありますから、この点非常に心配いたしております、基本契約を結び基本料金を徴収するということについて、重ねて御見解をいただきたいと存じます。

○岡部政府委員 事業主がセンターとの間に労働者派遣についての基本契約を結ぶか否かということは、基本的には事業主の自由にゆだねられるものではございます。しかしながら、御指摘のとおり、この基本契約というものはセンターが行う労働者派遣業務の基礎になるわけでござります。したがつて、港湾における荷役の波動性を考慮すると、すべての事業主が基本契約を結んでいくという必要があると考えられるわけでござります。その方向でアウトサイダーが出ないようひとつ港運業界に対して指導を行つてしまりたいと考えております。

○関山委員 運輸省おいでいただいておりますね。お聞き及びのとおりなんですが、このセンターと事業主との契約関係については労働省の指導できちつとやってもらわなければならぬのですけれども、一方、これを受けの方はこの港湾運送事業法ということになるわけでございまして、運輸省としても、本制度の財源は、ただいま御説明のよう、事業主からも基本料金を取る、この料金は事業者の納付金、それと国補助金によるものである、こういう御説明があつたわけでございますけれども、事業者の納付金は運輸省の所管による料金認可制度によるものでございまして、この料金制度が完全に履行されなくては、今の御答弁もしり抜けになつてしまふということになるわけでございまして、今後ともこの認可料金制度の中における港労法付加金制度をきちつと維持されることは当然だと思いますけれども、なお実態は、運賃ダンピングにより実際にユーリーザーの負担すべきものが事実上事業者にしわ寄せされるといったようなケースも指摘されることもございますだけに、この港労法付加金を制度としてきちつと

維持していくのかどうか、そしてまた完全収取に對するきちっとしたお立場を求めるだけござります。けれども、御見解をいただきたいと存じます。

○龍野説明員 先生御承知のとおり現在の港湾労働法関係付加金と申しますのは、港湾労働法に基づく日雇い港湾労働者の登録制度の円滑な運営を行ふために、利用者の理解も得まして、元請取扱量に応じまして一トン当たり一・五円というのを料金に附加して利用者から收受いたしまして港湾運送事業者が拠出している制度でございます。今回新しく港湾労働法が制定されるわけですからども、そうなりますと、今度は港湾労働者雇用安定センターによりまして港湾労働者の派遣業務とうのが効率的に行われるものと思われますけれども、やはり同業務の円滑な運営のために利用者の協力も当然必要であろうというふうに考えておりまして、我々としても、現在と同様の港湾労働法関係付加金制度につきましては、その維持を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。それから、料金の完全收受の問題でございますが、我々完全收受の問題につきましては、基本的にやはり事業者が自身が自覚を持って取り組んでもらわなければならぬ問題というふうに思つて、ますけれども、この港湾運送料金というものが港湾運送事業法に基づく認可料金ということをございます。そこで運輸省におきましても、従来から料金監査等を実施いたしまして、違反事実が認められた事業者に対して警告等を発し、その改善措置を講じるよう指導を徹底してきたところでございまして、今後とも完全收受に向けまして鏡意指導に努めてまいりたいと思っておるわけでござります。

○関山委員 どうぞひとつ從来以上強い御指導をもって新しい制度が成功していきますように御配慮いただきたいと思うのです。

なお、もう一つ伺つておきたいのですが、これは杞憂と言わればそれまでなんですが、本法改正に伴つて事業法の方で免許基準の引き下げや緩導が行われるのじゃないかといったようなそういう

う心配もまたあるわけでござりますが、この点についてはそういうようなことはないでしょね。

○鶴野説明員 今回の港湾労働法の制定に伴いまして港湾労働者雇用安定センターというものがでるわけでございますけれども、我々としては、このセンターの発足に伴つて港湾運送事業法に規定する免許基準を引き下げるということは考えていないわけでござります。

○岡山委員 なお、もう少し時間をいただきまして、先ほど雇用秩序に関する法律条文に関する御議論を大分やらせさせていただきましたが、一、二、お尋ねをしたいと思うのです。

これもまさに懸案となって今日まで続いている課題なんですが、雇用秩序、いわゆる人づきりースや自動車専用船のドライバーの問題なんですね。とくに雇用秩序に関する問題点として指摘をされてきているわけですけれども、新法の施行によりこれらの技能労働者すべて企業常用、またセンターの常用になるものというふうに考えたいわけでございますが、よろしくうございましょうか。

○岡山委員 人づきリースの問題につきましては、フォークリフト等の荷役機械は事業主そのものの自己所有とするか、あるいは人のつかない機械のみの受け入れというふうな形をとついたいたしまして、その運転手につきましては、事業主が雇用する労働者あるいはセンターが派遣する労働者、こういう通常の形を充ててもらうということで、その人づきリースにつきましては、利用を抑制するように事業主等を指導してまいりたいと考えておられます。

それから、自動車専用船のドライバーでござりますが、これにつきましても、今申し上げたような企業常用及びセンター常用によつて必要な労働者が確保されるように、この面も指導してまいりたいと考えております。

○岡山委員 それから、もう一つお願ひをしたいと思うのですが、いわゆる荷役調整の問題でござります。

昨年十月の港湾調整審議会の建議では「港湾運送事業による適切な請負作業である限り差し支えないものとする。」また「港湾労働者を関係港湾運送事業主間で相互に融通するような雇用調整は、労働者派遣法により禁止されるものである」というふうにされておりまして、これは一応妥当な考え方だと思います。しかし問題は、先ほど来申し上げておりますように、荷役調整の名のもとに、実際には違法な再下請あるいは港湾労働者の相互融通が行われている場合が多いという点なんですが、この荷役調整の偽装を許さない認めるととも、この荷役調整の偽装を許さないよう有効な歯どめあるいは客観的な判断基準というものが必要でございまして、少なくとも新法の施行までには、こうしたものをきちっと策定すべきではないか、かように考へるわけであります。が、いかがでございましょうか。

○岡部政府委員 いわゆる相互融通につきましては、事業主間において労働者を貸し借りするという制度でございますので、これは職業安定法あるいは労働者派遣法に抵触するものでござります。しかし、この荷役調整の方につきましては、事業主間における荷役作業を行う事業主の変更という点でございまして、港湾運送事業法上の適法なものであるというふうに考えられるわけでござります。今後荷役調整と相互融通との区別につきましては、関係審議会の意見等を十分にお聞きいたしまして、元請事業主との請負契約の有無、労働者に対する指揮命令関係等の観点から基準を作成することも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○関山委員 本会議の関係もあって審議時間を少し詰めてというお話をございますし、私もその点ではいろいろ御答弁をいただいておりますので、最後の締めくくりにしたいと思うのです。

問題の一つは、たとえ立派な法律ができて立派な御答弁をいただいても、これが現実に守られない

ければ何の有効性も保ち得ないということです。されど、従来も港湾労働法はございまして、それがなりの法の規定もあり、労働省のそれなりの通達も指示もあり、指導監督もあるのです。しかしながら、これが違法行為が絶えず摘発をされたり、一方では行政体制の不十分さや取り締まりの姿勢の弱さといふものが指摘をされておるのでございますが、先ほど職業安定所の指導官の体制などについてもちょっとお尋ねをして、これは残念ながらお答えをいただけなかったわけですが、けれども、決して十分なものだとは言えない。横浜なども港の安定所は三人しか指導官がないというようなことで、これほどでも現状に対応できる体制ではないというようなことを考えますと、こうした問題に対する体制の整備というものを十分にお考えいただかなければならぬのじゃないか。

○中村国務大臣 御指摘の点は大変大切であると  
私も承知をいたしております。この法律  
が施行された場合においては、公共職業安定所  
の新たな業務として、港湾労働者の雇用管理の改善  
の指導等の業務を行うとともに、需給調整の面  
においては、日雇い労働者の公共職業安定所紹介  
の原則に加えまして、港湾において新たに労働者  
派遣が行われることとなるわけでござりますの  
で、その雇用秩序を確保するために公共職業安定  
所の組織体制を整備しなければなりませんし、また  
かかるて加えて、港湾運送事業主への立入検査、  
やみ雇用等の防止のための指導を初めといたしま  
して、法案成立を機会に労働省としましては決意  
を新たにいたしまして、真剣に諸般の問題を取り  
組んでまいる所存であります。

○岡部政府委員 最後に先生触れられましたこれ  
までの政労交渉の積み重ねの成果につきましては、  
は、これを十分に尊重してまいる所存でございま  
す。

○関山委員 どうもありがとうございました。

○稻垣委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後三時四分開議

○稻垣委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉井委員 港湾労働法は、港湾運送事業の公益  
性を考え、港湾運送に必要な労働力の確保と港湾  
労働者の雇用の安定及び福祉の増進を目的として  
昭和四十年に制定されまして、以来二十三年を経  
過したわけでございます。

この間に、港湾運送事業は貨物輸送のコンテナ  
化、荷役作業の機械化、設備の近代化等による輸  
送改革、省力化が著しく進展したことと伴いまし

すなわち、技能労働者の需要が増大した反面、単純労働者の求人が大幅に減少した、日雇い港湾労働者の余剰化が顕著になりました、雇用調整手当財政も破綻する等の問題が生じたわけあります。そのため、法改正についてさまざまな経緯はあったものの、今回この法案で、これらの諸問題解決のために総合的かつ抜本的に見直されることになったわけあります。しかし、本案を見ますと、なお若干の問題点が含まれておりますので、午前中の質疑と重複する点があると思いますが、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、ちょっとと確認をしておきたいことでございますが、この港労法は、先ほど申し上げましたように昭和四十年に制定をされた。ところが四十八年の七十一国会におきまして改正案が提出されたわけになります。そして審議未了で廃案になつた経過があるわけでござりますが、そのときの改正の内容、それから改正案提出の必要性、なぜこのときにこの改正案を提出する必要があったのか、またその廃案になつた経緯について先にお尋ねをしておきたいと思います。

○野寺説明員 お答えいたします。

港湾労働法の改正の経過ということでおきますが、四八年に改正案を国会に提出いたしましたわけでございますが、成立には至らなかつたわけでございます。

その中身は、この法律ができました昭和四十年以降、急激に荷役革新が進展いたしたわけでございます。当初、登録日雇い港湾労働者の就労がこれほど悪くなるとは考えておりませんでしたが、この荷役革新によりまして急激に就労状況が悪化したわけでございます。そういう実情に着目いたしまして、港湾労働者の雇用の安定という法律本来の目的から見まして大変好ましくない状況であつたということになりまして、時の七十一通常国

会に登録日雇い港湾労働者の雇用機会を確保するため、事業主によります共同雇用体制の確立を図ることを目的とする一部改正案を提出いたしましたが、最初に申し上げたとおり、国会の中で正式に成立するに至らなかつたわけでござります。

○吉井委員 では次に、ILO条約についてお尋ねをいたします。

今や国際化の流れの中で我が国が占める地位、また役割は大変重要であります。この点にかんがみれば、現在二十数カ国が批准しておるところのILO港湾労働条約第百三十七号ですか、これを一刻も早く批准すべきではないかと思うわけですが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○中村國務大臣 労働省としましては、ILO第百三十七号条約の内容は港湾労働法によりおむね満たされているものと考えております。

港湾労働関係者間に条約の内容の理解について、例えば港湾労働者の就労と生活保障の責任を負うべき者の範囲について荷主、船社等の港湾の利用者も含まれるか否かという問題、第二には、港湾労働法の適用範囲について、六大港以外の港湾にも適用しなければならないかどうか、これらの問題を初め幾多の点におきまして理解の度合いに相違が見られるわけでございまして、このような状況のもとで同条約を批准することは適当ないとも考えていいわけでござります。

労働省としましては、第一百一回国会における港湾運送事業法の改正の際の附帯決議の趣旨を尊重しまして、関係審議会の場を通じ関係者における共通の理解の形成に努める等条約批准に向けて必要な条件整備をこれからも進めてまいる所存でございます。

○吉井委員 批准できないでいる現在ですが、最も大切なことは、この条約に沿つたところの国内法を整備することではないかと思うわけです。その意味で、今回の改正案がILO条約に基づいた積極的なものであると言えるかどうか、この点はいかがですか。

○岡部政府委員 ILO百三十七号条約の精神は、一言で申し上げますと、常用化を促進せよ、こういうことであるうと思うのでござります。

今回の法改正におきましては、港湾労働者の雇用の安定を図る観点から、港湾労働者の雇用の改善を図りまして、その常用化を促進するというふうなことでILO百三十七号条約の趣旨をさらに反映する、こういう考え方で私ども作業に臨んだところでございます。

○吉井委員 広聞するところによると、ILO条約の批准に向けて今後港湾調整審議会で検討をしていく、こういうことですが、昨年十月に労働大臣に提出された港湾調整審議会の意見において、一定時期に制度の見直しを行なう必要があること、このように言われておることからかんがみれば、本法施行後もこの法律の見直しが必要とのことです。この場合、ある程度の目安というものが必要ではないかと思うのですが、いつごろを考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○岡部政府委員 この法律が仮に成立した場合において、法律そのものの見直しについての目安はどうかという御趣旨でございましたならば、これは現時点におけるベストのものとして提案申し上げているということでございますので、その辺は今後の事態の推移に即してということに相なるうかと思うのでござります。

それから、日時的な目安ということで、ILO条約批准に向けての日安というお尋ねでございましたならば、これは関係審議会における検討でございますので、時期的な目安をお示すことは困難でございますが、これは関係者における共通の理解が形成され次第というふうなお答えになります。

○吉井委員 では、改革案のねらいについて若干お尋ねをしていただきたいと思うのです。

今回の改正案を通して、政府は将来におけるところの港湾労働者のあり方、そして方向性についてどのように考えていらっしゃるのか。これは大

臣から御答弁をいただきたいと思います。

○中村國務大臣 近年港湾運送の荷役革新が進展いたしまして、荷役作業の内容等については機械化の進展等が著しいが、他方港湾運送事業の事業活動の波動性等の関係では、企業内の常用労働者のみによっては必要な労働力を確保しきれない状況は変わらないわけであります。このような場合には、港湾労働者の雇用の改善を図るために港湾運送に必要な労働力を質的かつ量的に確保するためには、港湾労働者派遣対策としては、港湾運送に必要な労働力を質的かつ量的に確保するのみによっては必要な労働力を確保しきれない状況は変わらないわけであります。このような状況のもとで、今後の港湾労働者派遣を行なうことが必要であると考えております。

今回の法改正は、このような理解の上に、港湾労働者に対する荷役作業の機械化の進展に対応した技能が習得できるよう職業訓練を的確に行なうことと、このように言われておることからかんがみれば、本法施行後もこの法律の見直しが必要とのことです。この場合、ある程度の目安というものが必要ではないかと思うのですが、いつごろを考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○岡部政府委員 この法律が仮に成立した場合において、法律そのものの見直しについての目安はどうかという御趣旨でございましたならば、これは現時点におけるベストのものとして提案申し上げているということでございますので、その辺は今後の事態の推移に即してということに相なるうかと思うのでござります。

○吉井委員 政府の言われるところの港湾労働者の雇用の安定化を着実に図っていくためには、その基本計画といふものが大変重要な要素になってくるわけでして、この点を明確にしておかなければなりません。しかし、荷役の波動性に対応するための労働力を確保するに当たっては、日雇い労働者を使用するよりも労働者派遣による常用労働者を使用するよりも効率的であります。この場合、ある程度の目安といふものが適切であることを考慮いたしましたが、現行の港湾労働対策を見直そうとするものであります。

○吉井委員 次に、六十二年度におけるところの雇用調整手当等の国庫補助、これは四億五千万円。改正後においても国は財政面でこれに見合った措置を講ずる必要があるわけですが、港湾労働者雇用安定センターに対する補助は六十三年度においてどの程度の金額を予定されいらっしゃるのですか。

○佐藤(一)政府委員 港湾労働者雇用安定センターに対する国庫補助が昭和六十三年度においてどのくらいかというお尋ねでございますが、この法律の施行は法律の附則の最初にございますが、「六十四年一月一日」からとなっております。したがいまして、六十三年度中は第四・四半期、すなわち六十四年の一月から六十四年の三月分までの予算が計上されることになりますが、その経費としては八千八百万円余を予定いたしております。

○吉井委員 常用港湾労働者によるところの雇用調整をねらいとする一方で、登録制度及び雇用調整手当制度の廃止に見られるように、いわゆる人による業務取り組みの運営指針、そういう民間における業務取り組みの運営指針としての性格が強いということござります。

○佐藤(一)政府委員 お答え申し上げます。現行法に基づきます港湾雇用調整計画は、一言で言うならば、これは関係審議会における検討でございますので、時期的な目安をお示すことは困難でございますが、これは関係者における共通の理解が形成され次第というふうなお答えになります。

○吉井委員 では、改革案のねらいについて若干お尋ねをしていただきたいと思うのです。

今回の改正案を通して、政府は将来におけるところの港湾労働者のあり方、そして方向性についてどのように考えていらっしゃるのか。これは大



ら指定するということでもあります。具体的には現在センターとして指定されて業務を実施する意欲を有し、かつ適確性のある公益法人として、昭和六年四月に設立されました財團法人港湾労働安定協会がございますので、同協会を指定するのが適当ではないかと考え、指定することを予定いたしております。

次に、役員及び職員についてのお尋ねでござりますが、この財團法人港湾労働安定協会の役員は、現在ほぼ同数の労使の代表によって構成されております。また派遣等の業務に新たに携わる職員につきましては、港湾労働の実情に詳しい人がそれに当たることが望ましいのではないかというふうに考えております。

○吉井委員 この法改正に伴う労働省と全港湾との交渉経過の中で、政府は再三センターの指定条件として三者構成の諮問的機関の設置を明言している、このように聞いておるわけですが、港湾労働者雇用安定センターの適正な運営を確保するためにはひとと二者構成の諮問的機関を設置するべきではないかと思います。これについては、先ほど答弁で触れられたように思いますが、港湾労働者雇用安定センターの運営を願いたいとします。

○佐藤(仁)政府委員 港湾労働者雇用安定センターの業務に当たりましては、労働大臣が各種の監督規制を行いますほか、関係者の意見も十分に踏まえてその適正な運営を確保していくことが必要であると考えております。このため二者構成による諮問的機関の設置につきましては、これを含めて同センターの行う業務について関係者が意見を述べる機会を確保する体制が講じられていることを必要に応じてセンターの指定の条件としたいというふうに考えております。

なれば、ただいま先生の御質問の中に、前段で触れておるよう思いますが、どうお言葉がございましたが、現在指定を予定いたしております財團法人の港湾労働安定協会におきましては、役員がほぼ労使同数によって構成されているということ

を考えますと、そのことによつて関係労使の意見

がセンター運営に十分反映されることになるので

はないかと考えております。

○吉井委員 それではセンターですが、職員は何人ぐらいを予定されているのか、またセンターの

業務内容について伺いたいと思います。

○佐藤(仁)政府委員 港湾労働者雇用安定セン

ターの職員は現在全体で四十六名を予定いたして

おります。またセンターの行う業務の主なもの

申し上げますと、第一に、「港湾労働者の雇用の

安定に関する調査研究を行うこと。」二に、「事業

主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的

事項について相談その他の援助を行うこと。」三に、「雇用管理者に対する研修を行うこと。」四、「港湾労働者に対する訓練を行うこと。」五、「港湾運送の業務に関し、労働者派遣を行うこと。」以上の五項目がセンターの行う業務の主なものでございま

す。

○吉井委員 今いろいろと安定センターの業務内

容を御答弁いただいたわけですが、現在は六大港

合併させて六十名の職員で業務が行われているわけ

です。したがって、今度これが安定センターにな

りますと、今おっしゃったように、現行より十四

名少ない四十六名という員数になるわけですが、

これで十分対応ができますか。

○佐藤(仁)政府委員 労働省といしましては、

現在予定しております職員数、組織体制で問題は

ないものと考えておりますが、いずれにいたしま

しても、港湾労働者雇用安定センターの適切かつ

確実な業務の実施に支障を來さないように、法施

行に当たりまして指導監督を十分行いますとともに

に、そういう観点から事業計画の認定を行なうなど

を通じまして、実施体制面での必要な指導援助を

十分に行ってまいりたいと考

えておられます。

○吉井委員 それでは、この雇用安定センターの

常用労働者と企業の常用労働者との所得の格差と

いうものは生じるのですか。

○佐藤(仁)政府委員 港湾労働者雇用安定セン

ターの常用労働者と企業の常用労働者との所得格

差が生ずるのかというお尋ねでございますが、港

湾労働者雇用安定センターに雇用される港湾労働

者の賃金を始めとする労働条件は、事業主に雇用

される港湾労働者の労働条件と同様に、労使間で

を雇用するかということは、センターが定める採

用基準によつて決まるわけでございます。その場

合、現在の登録日雇い港湾労働者のうち、港湾労

働者雇用安定センターに移行することを希望する

者であつて、技能労働を中心とする荷役作業に体

力的な面でも十分に対応できるという一定年齢以

下の方々が移行することが適當であると考えるわ

けでございます。

そこで、一体どれくらいの数になるかというこ

とは、センターがその採用基準に従いまして、今

後具体的に決定をされていくものであらうかと思

うのでございますが、やはり現在の登録日雇い港

湾労働者のすべての方が移行できるかということ

は、先ほど申し上げたような体力面あるいは技能

面からいって若干の方方が受けないというふうにな

るものやむを得ないことはないのかなと考えて

いるところでございます。

○吉井委員 ちょっと答弁が先に行つたようです

が、では現在の登録日雇い港湾労働者が港湾労働

者雇用安定センターに移行した場合に、その所得

はどうなるのですか。

○佐藤(仁)政府委員 現在の登録日雇い港湾労働

者が港湾労働者雇用安定センターに移行した場

合、その所得はどうなるかというお尋ねでござい

ますが、まず平均として申し上げたいと存じます

が、登録日雇い港湾労働者の昭和六十一年度にお

ける平均月収は二十一万五千円となっておりま

す。他方、港湾労働者雇用安定センターに雇用さ

れる港湾労働者の平均月収は、若干ながらこれを

上回るものと見込んでおります。

○吉井委員 それでは、この雇用安定センターの

常用労働者と企業の常用労働者との所得の格差と

いうものは生じるのですか。

○佐藤(仁)政府委員 港湾労働者雇用安定セン

ターの常用労働者と企業の常用労働者との所得格

差が生ずるのかというお尋ねでございますが、港

湾労働者雇用安定センターに雇用される港湾労働

者の賃金を始めとする労働条件は、事業主に雇用

される港湾労働者の労働条件と同様に、労使間で

を雇用するかということは、センターが定める採

用基準によつて決まるわけでございます。その場

合、現在の登録日雇い港湾労働者のうち、港湾労

働者雇用安定センターに移行することを希望する

者であつて、技能労働を中心とする荷役作業に体

力的な面でも十分に対応できるという一定年齢以

下の方々が移行することが適當であると考えるわ

けでございます。

○吉井委員 次に、議員修正事項についてお尋ね

をしておきたいと思いますが、さきの政府答弁に

よりますと、労働者派遣に係る事業主の努力義務

規定を規定する第二十六条を義務規定とする場合

であつても、これに罰則をつけることは一般の営

業の自由との均衡を失するとのことであります

が、事業主の営業の自由の保障を言うのであるな

らば、仮に第二十六条を義務規定とした場合に

は、既に営業の自由といつものが規制をされてお

るが、一方で罰則をつけても同じではないか、このよう

な規定をする第三条を義務規定とする場合

であつても、これに罰則をつけることは一般の営

業の自由との均衡を失するとのことであります

が、事業主の営業の自由の保障を言うのであるな

らば、仮に第二十六条を義務規定とした

○吉井委員 また、第九条第一項の港湾労働者の雇用に関する届け出義務に罰則をつけていないのは、第十条第一項の日雇い労働者の雇用に関する公共職業安定所紹介の原則に罰則をつけることとともに、その整合性といふものが図られていないのではないか。

面、適性の面あるいは定年といったようなものもあること、当然そこに入ってくるわけでございます。そういう意味では、その採用基準に合致しない方がブール制度の方に移行できないという事態も生ずるわけでございます。

○吉井委員 それでは港湾労働法の適用対象港、これは一応第二条第一号で政令事項となつておるわけですが、法律上六大港に限定されているわけではありません。そういうものとの総合的な整合性、諸状況を十分に踏まえつつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

るわけでござります。そういった意味で、そうちつた環境の変化に合わせまして適用すべき港湾を見直していく必要というのは当然あるかと思ひます。先生おっしゃいましたような事情変化も当然その考慮されるべき事態であろうというふうに理解しております。

出義務でございますが、これは日雇い労働者の雇い入れ規制の実効を確保するということを直接の目的とするものであることは、先生御高承のところまでござります。究極的には、港湾運送に必要な

話につきましては、その採用基準いかんどうとい  
ますけれども、例えば定年制をしまして、その  
定年を六十歳というふうに仮に定めますと、現在  
登録日雇いの方が六大港で約千人いらっしゃいます。  
そのうちおむね三百人程度が六十歳以上の方でござりますので、それと余りこの方が甚くよ

○野寺説明員 現在の港湾労働法では、政令によりましていわゆる六大海港を指定しております。そこに港湾労働法を適用してございます。  
新法におきましても、このスタート時点におきましては、現在と同じ六大海港でスタートするござりますが、この理由は何ですか。

ころの関門港は、御承知のように、小倉、若松、洞海湾、門司、下関の各港を含めた非常に広域港と言われておりますが、その中で、現在、下関港で次のような理由でこの六大港の指定から除外してほしい、こうした声も上がっているわけです。

すとともに、港湾における日雇い労働者に第三者が介入することを排除することを目的とするものでござります。このような手続的な届け出義務でございますが、これは港の状況が相当変わつてしまふ

の方でございますので、それを除いた方が基本的にはブール制度に移行するのではないかということとも考えられるわけでございます。そうしますと、この新しいブール制度の方は約七百人強というような人数になるのではなかろうかというふうに思

ましては、現在と同じ六大港でスタートするというのが労使の合意であるといふように理解しておられます。その指定に当たります基本的な考え方でござりますけれども、一つは国民経済に与えますその選

まず一つには、下関港の港湾運送はほとんど零細企業十四業者で行っているわけですが、最近五年間、五十七年から六十一年の年間平均取り扱い実績は、関門港の合計が四千八百万トンに対し、下関港が百十七万九千トン、いわゆる関門港と言われるうちのわずか二・四%ということでござります。このような弱小經營にもかかわらず、

つきましては、事業主を初め関係者に相当浸透してきているのではないかなと私ども感じてゐるわけでございます。そのような変化、状況にかんがみまして、罰則を科す必要はないのではないかと、このように感じてゐるわけでございます。  
○吉井委員 では次に、ペール労働者への移行についてお尋ねをしたいと思います。

○吉井委員 今おっしゃつたように、年齢というものを基準とするのであるならば、港湾労働者が非常に重労働である点を考えると、これは問題があるかもしれません。今後の輸送革新を考え合わせて、また高齢者の雇用対策とも整合性を図る見地からすると、六十五歳ぐらいが適当ではないかと思うのですが、いかがですか。

○岡部政府委員 港湾労働者雇用安定センターが雇用する港湾労働者について定年制あるいは制度変更する場合、

ます荷役の状態、果たして労働力関係につきまして特別な法律を適用すべきものであるかどうかといったようなことを総合的に勘案いたしまして、これを指定するわけでございますけれども、指定に当たりましては、もちろん関係審議会の場を通じまして、関係者の御意見を十分お聞きいたしまして指定をするわけでございます。

のか、またブル労働者となれない人はどのくらいが見込まれるのか、お答えをいただきたいと思います。またどのような登録日雇い労働者がブル労働者となるのか、この点もあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

移行時の年齢制限を設けるか否か、あるいは設けない場合に、具体的に何歳にするかというようなことは、基本的に労使間において自主的に御決定いただくべきものであろうと考えるのでございます。

どのように対処をされるのか。例えば今話題になつておりますところの遷都論あるいは公的機関の地方移転等によつて、その地域の活性化が図られていいく、また産業の振興が著しく進展をしてきた場合、当然港といつものも非常に活況を呈していくことになると思ふ。

○野寺説明員 先ほど若干採用基準の問題を申し上げました。新しいセンターがどのような人を採用するかはセンターがみずから採用基準を定めて採用するわけでございます。現在の登録日雇いの方が基本的にそちらに移行することが望ましいわけでございますけれども、センターといたしましては、その採用基準の中に、いろいろ体力的な

そこで、労働省としてはどうか、こういうことになりますが、労働省といたしましては、港湾労働者雇用安定センターの適正かつ確実な運営を確保を図るための指導を行うという立場から、今後とも労使の意見を十分にお伺いいたしますとともに、港湾労働者に関する定年制の一般的な状況、それから高年齢者にかかる雇用対策、これも労

るわけですが、こうした場合があったとしても、やはり従来のままの港湾労働法でいくのかどうか、この点はいかがですか。

かつたならば、恐らくこのセンターというものは、門司港に設置されると思いますが、そのセンターまでの往復の時間、それからまた交通費というものは労働者等にとっては非常な負担になるんじやないか。

また、四つ目には、昭和四十二年に下関漁港の方が指定から外されているという経緯、こういつ

た問題から商港の方も同様にすべきではないかと

いう意見が非常に高まりつてあるわけですが、こ

うした観点から、関門港の中から下関港というも

のを、非常に弱小といったものについて外すこと

ができるのかどうか、その点はいかがでしょ

うか。現にお隣の博多港あたりは一千万トン近くの

荷揚げをしておりますし、また同じ山口県でも下

関のすぐ隣の宇部港では約七、八百万トン、それ

に比べて下関は百十八万トン、非常に弱小であり

ます。そういう点から考えて、こういった声も上

がってきているんじゃないかと思いますけれど

も、この点についての対応はいかがですか。

○野寺説明員 大変詳しい御事情を御指摘いただき

いたわけでございます。確かに閑門と一口に申し

ましても、門司、下関間ではその内容に大きな違

いがあるというふうに考えることもできるわけで

ございます。

一方、別の点から考えて、先生の御指摘の下関

港の方を外すという問題につきましては、従来の

経緯から考えまして、少なくとも法律のスタートする

時点におきましては、現在どおりにスタートする

のが適当であるうと考えております。仮に下関港

を外すということになりますと、そこで現在就労

題もござりますし、とりあえずスタート時点で

は、現在どおりにスタートすべきであると考えて

おります。

ているわけでございます。

一方、別の方を外すという問題につきましては、従来の

経緯から考えまして、少なくとも法律のスタートする

のが適当であるうと考えております。仮に下関港

を外すということになりますと、そこで現在就労

題もござりますし、とりあえずスタート時点で

は、現在どおりにスタートすべきであると考えて

おります。

○吉井委員 ちょっとさつきの話と変わらぬわけで

すが、さつきのブルーラボラトリーの問題について一点

聞いて落としておりましたので、お尋ねをしておき

たいと思うのですが、そのブルーラボラトリーになれた

かった労働者の皆さん方に対し、生活激変緩和

措置を考えていらっしゃるのかどうか、また考え

ていらっしゃるとしたらば、どのような措置な

のか、ひとつ具体的に教えていただきたいと思いま

○吉井委員 では次に、教育訓練についてお尋ね

をしておきたいと思います。

港湾労働者雇用安定センターは、その常用労働

者に輸送革新、技術革新に対応できるように教育

訓練を実施していくということですが、具体的に

どのような訓練計画に基づいて、どのような訓練

を実施をし、そして最終的にどのような職種に

ブルーラボラトリーがつけるのかを明らかにしていただ

きたいと思います。

○岡部政府委員 港湾労働者の技能の向上、能力

の開発につきましては、港湾雇用安定等計画にお

いて、これを促進するための方策に関しまして定

めることになつております。港湾労働者雇用安定

センターがその常用労働者に対して行う教育訓練

につきましても、この計画に示された方向に沿つ

て計画的に実施されることになるわけでございま

す。

さて、具体的な内容でございますが、例えばこ

れは技能労働力需要の動向を見きわめながら行わ

なければいけませんが、大まかに申し上げまし

て、必ず必要であると思われますのは、荷役機械

の運転技術の習得でございまして、これに最重点

を置いて訓練を実施いたしまして、機械運転者の

養成を図ることが中心にならうかと考える次第で

あります。

〔委員長退席、烟委員長代理着席〕

○吉井委員 この港湾労働者雇用安定センターに

移行される予定の登録日雇い労働者の平均年齢が

五十二・九歳と聞いておるわけですが、非常に一

非常にと言つては語弊はあるけれども、高齢者で

すね。しかし、年をとつてまいりますと、技能習

得という面も若い者のようなわけにはまいりませ

ん。自動車の運転一つを見ても、年をとれば非常

に習得も困難ということでございますが、そう

いう意味で新たなセンターが採用基準の中に定年

といふものを入れるのは、ある意味で必然である

といふふうにおっしゃいましたけれども、五日程度

二月合わせて訓練するといったようなことも状況

によりまして考えていいかなればいけないと思つ

ております。

もう一つは、年齢の問題でございますが、そ

ういう意味で新たなセンターが採用基準の中に定年

といふふうに思つております。そういう意味から

だけを申しますと、確かに港湾の荷役といふもの

が、果たして先ほどちょっと一例を申し上げまし

た六十歳定年でいいのかどうかという問題もな

くことを考えておりまして、御指摘のような不便

が生じないように、できるだけ解決したいと思つ

ておきます。

○岡部政府委員 港湾労働者雇用安定センターが

行います労働者派遣業務というのは、輸送革新時

代における技能労働者の需要の拡大に伴つた、

わけではございませんけれども、一方で現在の登録日雇いの方を移行するということを考えますと、その辺ある程度のバランスをとらなければいけないというふうに思います。仮にそういうことで一定年齢の方が移行する、その中には五十代の方もいらっしゃるといったような状況になりますても、そういった方に合ったような技術、必ずしも皆が同一の技術を持つ必要はないと思いますので、そういった年齢に合わせた可能な技術を習得するよう訓練のカリキュラムを組んでまいりました。

○吉井委員 それでは最後にちょっと大臣の御所見を伺つておきたいと思うのです。  
（おど 第一五〇号、金持ちの手口による三十ニ進）

効率基準法の改正によって国際レベルに向けたいわゆる週四十時間体制づくりが進められることになつたわけですが、港湾労働者についても、こうした時短といふものが進められていくべきだ、このように考へるわけですが、大臣のお考へをお答を願いたいと思います。

○中村国務大臣 労働時間の短縮ということは、我が国の経済的地位にふさわしい豊かな労働者生活を実現するためには必要不可欠な課題でござります。港湾労働者を含めまして労働時間短縮を積極的に推進すべきであると考えております。このため、労働省としましては、週四十時間労働制の早期実現に向けて、今月一日から施行された改正

港湾におきましては、コンテナ化の進展を初め大型荷役機械の普及、サイロ施設の増加あるいは革新船の出現など輸送革新が著しく進んでまいりまして、港湾労働をめぐる環境は港湾労働法の施行当時に比べ大きな変化を遂げて いるわけであります。

六大港につきまして具体的にどのような変化が生じているか申し上げてみたいと思いますが、まず第一点として、最初にコンテナ化の進展でござります。昭和四十三年にはコンテナ貨物が全体会の1%にすぎませんでしたが、昭和六十一年では全体会の4~5%を占めるに至っております。

につきましては、昭和四十年代には就労日数が月平均おおむね十二日から十三日台でございましたが、五十年代後半になりますと九日程度になりますまいりまして、六十一年度には月八・五日ということになつております。就労日数を確保することが登録日雇いの方々の生活の安定のためにも肝要なことですございますので、私どもは、健康状態がよく、また技術を有する方につきまして十四日以上での就労が確保できるようにして、この目標を置きましたし、就労日数の確保に当たっているところでございます。

まず第一点は、輸送の近代化による効率化を進んでまいります。そして能力の開発及び向上に必要な技能教育の役割は、雇用の改善や安全面等において大変重大となってくると思いますが、こうしたことはその事業主の自助努力だけではなく、こうした転換をスムーズに移行できるよう国内の積極的な指導というものが必要になってくると思います。この点に対する大臣の考え方をひとつお聞かせください。

労使協議の実現に向けた行動に全力を尽くすとともに、労使の自主的な努力に対する指導援助のより一層の推進に努めてまいる所存でございまして、御指摘のような港湾労働という厳しい条件の中にありますても、全力を尽くしまして、所期の目的を達したいと考えておるわけでございます。

次に、荷役機械の保有量を比較してみるとあります。昭和四十年にはフォークリフトが二千台であつたものが昭和六十二年には一万台になつております。ショベルローダーをとつてみると、四十年には百七十台にすぎなかつたものが六十二年には五百二十台と著しい増加を遂げております。

も、ここ数年来日雇い労働者に対する依存度が先ほど申し上げたように二・三万台まで落ちてきたといふこの実態は、日雇い労働者の人たちを何らかの形で救済をしていかなければいけないであります。それは単なる失業保険の問題で処理することのできる問題ではないと思いますし、具体的な就労の場所の確保、このことに、今

**○中村国務大臣** 港湾運送の業務に必要な労働力につきましては、近年の荷役革新の進展によりまして技能労働力需要が増大しており、これに対処するために港湾労働者に対する職業訓練を充実していくことが必要であると考えております。このため、第一は、若年労働者に対する港湾運送業務

○烟委員長代理 田中慶秋君。  
　　田中慶秋君。  
　　私は、今回の港湾労働法の改正問題について若干質問をさせていただきたいと思  
　　います。  
　　先ほど来質疑でも明らかになつてまいりました  
　　けれども、技術革新や社会の変化に伴つて前段階  
　　りがとうございました。

がどのように変化してきたかという点について見ますと、昭和四十二年当時、全体の港湾労働力のうちで占める日雇い労働者の依存度は一六・八%でございましたが、昭和六十一年の四月から十一ヶ月をとつてみると一・三%と大きく低下いたしました。

お詫がれ、たゞいに十六日程度何とか確保した  
い、それはその具体的な就労の現場がなければ  
保できないわけですし、現実問題として、今まで  
一五、六%あるいはまた二〇%近い依存度があつ  
たものが近代化によつて二・三%までダウンをし  
ている。こういうことになつてみると、その差  
の人たちは何をしているのですか。

の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を行ふことを港湾運送事業主の責務として明確化すること。第二は、国及び雇用促進事業団は、事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するために、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をすること。第三には、港湾労働者雇用安全センターにおいても、港湾労働者に対する訓練を行

の変化あるいは貨物の技術革新、港湾労働をめぐる職場環境の変化等々を含めて最近の著しいこのようない変化の中で、港湾労働の実情は大変多くの変化を来していると思いますし、さらにまたこの港を抱える地域差も当然ここにはあるのではないのか、こんなふうに思つております。

るいは港湾の近代化、ということは明らかでありますし、また就労状態も、日雇い労働を含めて大変な変化を来している。こういうことのお答えをいただいたわけであります。

そこで、この登録日雇い港湾労働者の就労というものが今明らかになつたように二・三%程度になつてきました。そうしますと、この日雇い就労者の

点を置いておりますのは、日雇いの方々の常用化でございます。その努力の歴史であつたと言つても過言ではないわけでございまして、できるだけ日雇いの方々を安定した職場、常用化していただいく、こういうことで、先ほど数字で申し上げましたけれども、多くの方々が常用化を遂げられておる、こういうことであらうかと思ひます。

うこと等によりまして、港湾労働者に対する職業訓練の充実を図るよういたしたいと考えておる次第であります。

ます、この点について労働大臣の考え方を冒頭にお伺いしたいと思います。

○吉井委員 最後に、将来において常用港湾労働者の安定というものが図られてきた場合、先般労

法施行以後の変化、最近の実情はどうなつてゐるかというお尋ねでござりますので、私からお答えを

○佐藤(仁)政府委員 登録日雇い労働者の職域が狭くなり就労日数が減少してきているということ

させていただきます。

につきましては、昭和四十年代には就労日数が月



ほどの革新荷役も進展している。こういった中で、例えばこれまで進めてまいりましたはしけの買い上げとか、そういった在来荷役の構造改善対策を進めてきたわけでございます。現在も港運構造改善促進財團という機構を通じまして、五大港におけるはしけ事業者の転廃業への助成措置、また全国的な在来荷役の構造改善対策というのを進めておるわけでございます。

この高度化対策といたしましては、港湾運送近畿連絡事業も複合一貫輸送の問題等もございまして、さらに前向きに取り組んでいく必要があるわけで、港湾運送事業の高度化対策という面も今取り組んでおるわけでございます。

度というのを設けまして、大型物流センターに対する助成、そういう助成あるいは港湾情報事業に対する助成、そしていったん流通センターの整備あるいはシップネットの整備、そなへた方向で今事業が進んでいるというふうございました。

○田中(廢)委員 それぞの構造改善事業を推進する中で、そこには当然從来の日雇い労働からさらに常用という形で変わってくると思いますので、そういうものも含めてお互に連携をとつてやつていただきたい、これは要望しておきます。貨物課長さん、どうもありがとうございました。これは先ほど港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約の問題でお話をありました。これは先ほど臣から吉井先生に対する答弁がありましたので、大体わかりますけれども、ただ日本は、港湾も含めながらあらゆる日本の産業は先進国の中リリーダーシップをとらなければいけない立場なんですから、そういう点では、私は角度を変えながら、ILLOの百三十七号条約の批准というものは模範条約を示してやらなければいけないんじやないかと思うのですね。

ですから、余り批准していない理由がどうのこう

○岡部政府委員 公共職業安定所、あるものは港湾労働関係の業務を専門的に行っている港安所など、労働者雇用安定センターを通じながらの派遣制度になるわけでありますけれども、これについては公共職業安定所の組織体制といいますか、あるいはこういう問題について組織が変化をするのかどうか、変えるのかどうか、この辺をお伺いしておきたいと思います。

○田中(慶)委員 一面においては先進国だと自負しているわけですから、そんな形で労使がその辺について合意ができるなどと自体が日本の労働環境とか働き方だとかいろいろなことを言われる要因がこういうところに出てくるわけですから、監督官厅、労働大臣として、労使の皆さん方にそういうことを含めてぜひ御理解をいただけるよう努力をしていただきたい。これは要望しておきます。

のとがいう問題よりも、一方においては總理初め皆さんが、世界に貢献する日本、國際化、こんなことを言っておきながら、片方にいて ILO の百三十七号条約も批准をされないのでは、先進国どころかむしろ逆に後進国の仲間入りみたいなものになってしまふわけですから、そういう点で私は、こういう ILO の百三十七号条約が批准できるような環境づくりをしていかなければいけないだろ。これは大臣、答弁してください。

○中村国務大臣 百三十七号条約の批准につきましては、先ほど御答弁を申し上げたところでございまして、今の法文の形態そのものは百三十七号条約を満たしておると思つておるわけでございますけれども、問題は内容の理解の度合いに劳使の間で随分と食い違いがあるわけでございます。したがいまして、從来からも審議会の場等を通じていろいろ話題し合つていただきましたし、御指導もしているのですけれども、まだ合意点に達しないことなどでござりますから、これからも粘り強く両者が合意に達するような努力を払つてまいり

今で指定するということになるわけでございま  
す。

そこで、港湾労働法の適用港であります、現在六ヶ所ありますけれども、これは拡大されるのかどうか。  
○岡部政府委員　適用港湾につきましては、港湾の荷役量、港湾労働者の数等を考慮いたしまして、国民経済上に占める当該港湾の重要性、必要労働力の確保その他港湾労働者の雇用の安定について特別の措置を実施する必要性の高い港湾を政

と言われるものを初めといたしまして、多くの組織ができておるわけでございます。今回の改正によりまして、日雇い港湾労働者の登録でありますとか労働者の職業紹介などの登録制度関係業務は廃止されるに至るわけでございますが、一方、新法の要請といたしまして、新たな業務として、港湾労働者の雇用管理の改善の指導などなどの業務が追加されるわけでござります。またさらに、港湾において労働者派遣を実施することに伴う港湾運送事業主への立入検査あるいは雇用等の防止のための指導等を強化する必要があります。したがいまして、これらの業務が円滑に推進されますように、現在の公共職業安定所の組織につきましては、十分な整備を加えてまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 せつかく今度の港湾労働法、雇用安定センターという形で新しい業務といいますか、変わるものですから、そういう点では、法の整備と同時に、職安の中における体制も十分に検討するようになりますが、ぜひこの辺もよくしておいていただきたいと思います。

のとしたところでござります。  
港湾雇用安定等計画におきましては、まず第一  
点といたしまして、「港湾労働者の雇用の動向に  
関する事項」、第二点といたしまして、「労働力の  
需給の調整の目標に関する事項」、第三点とい  
まして、「港湾労働者の雇用の改善並びに能力  
の開発及び向上を促進するための方策に関する事  
項」、これらを定めることといたしております。  
第二点、第三点につきましては、審議官から申

行な指標と事業主及び指定法人が行な指標とが合を持ち、かつ計画的に実施されますとともに、これらの措置との調和のもとに国及び指定法人が行う労働力の需給の調整が適切に実施される必要があることは申すまでもないところでございまasu。このために、労働大臣が港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進に関する港湾雇用安定等計画を策定いたしまして、國はこの計画に定めるところに即して施策を講じますとともに、事業主及び指定法人に対して講すべき措置の指針を示すも

まして、必要に応じ適用港湾の見直しを行ふこととなることは当然であろうと思ひます。  
○田中(慶)委員 ゼビ将来のことも含めて彈力的に運営されるようになりたいと思います。

し上げます。

○佐藤(仁)政府委員 第二点目の御質問は、現行法に基づく港湾雇用調整計画と、ただいま職業安定局長が御説明申し上げました新しい法案で考え方をお示しますが、たゞいま職業安定局長がお答え申し上げましたように、港湾雇用

安定等計画は、事業主それからセンターの運営に当たる指定法人における業務取り組みの運営指針としての性格が強いのに対しまして、現行法に基づく港湾雇用調整計画は、安定所でありますとか雇用促進事業団が行う港湾日雇い労働者の登録制度の運営についてのいわば行政運営方針を示すことを目的といたしております。簡単に言いますと、現行法に基づく計画は行政運営方針的性格が強く、新法による計画は事業主や指定法人における業務取り組みの運営指針としての性格が強い、そこに基本的な違いがあるというふうに考えておられます。

○田中(慶)委員 今回の港湾労働者雇用安定センターは、常時雇用されている労働者以外の労働者も派遣することができるものとしているわけでありますけれども、これらについてはどうのような場合に派遣ができるのか明確でないと思いますが、その辺について教えていただきたいと思います。

○岡部政府委員 港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣の対象となります労働者につきましては、常時雇用する労働者を原則とすることとしているわけでございますが、港湾運送事業の事業活動の波動性、これは避けられないものでござります。その関係からなるお追加的な技能労働力需要がある、これはやむを得ないところでございまして。そのような場合にもセンターによる労働者派遣によって必要な労働力を確保し得るようにならなければなりません。

○田中(慶)委員 一方においては、港湾労働者の能力開発訓練等々を技術の近代化あるいは荷役作業の近代化、技術革新によって行うという形をとつておられるわけであります。一方においては、今のような労働大臣が定めたという形の中で、その補完的な形で當時雇用される労働者以外の人たちも派遣できる。こういうことで、どちらかといふと港湾労働者の就労の場が狭くなるということを考えられるわけでありますから、そういう点では、日雇い労働者やあるいは常用労働者を含めておりますけれども、港湾労働者の就労の場が狭くならないよう配慮する必要があるだろう。私はその辺がちょっと心配だな、こんなふうに考えておりますので、その辺はぜひ十分に配慮をするようにひとつ答弁をいただきたいと思います。

○岡部政府委員 このような出向派遣方式によりましてセンターに當時雇用されるブル労働者の就労の場が脅かされるのではないか、こういう御指摘でございまして、この辺はこれまでの累次にわたる政労交渉におきましても非常に問題とされた点でございます。この辺につきましては、先生の御懸念のないよう、まずもつてブル労働者の定を失するということも言われかねないわけでありますので、こういう点についてはどのように対処されているのか、あるいはこの辺についてどのようにお考えになつておるのか、お伺いしたいと思います。

○田中(慶)委員 そこで、こういうことがあってはいけないわけですねども、企業解雇された港湾労働者も定数の範囲内で港湾労働者の雇用安定センターに移行するとなれば、港湾労働者の雇用安定が優先的に雇用されるようにしてということにつきましては、十分な行政指導に努めてまいりたいと思ひます。

○岡部政府委員 港湾労働者雇用安定セントラルは、事業計画書に定めたところに従いまして労働者を雇用するものでございます。そこで、仮にその事業計画書に定めた労働者数と現実に雇われている労働者数との間にすぎ間があると申しますが、まだ雇い入れる余地があるというふうな状態がありました場合には、不幸にしてある企業の合理化等によつて、そこから港湾労働者が解雇されるというふうなお尋ねのようなケースにつきましては、現在あるすぎ間の範囲内で解雇された港湾労働者を雇い入れることができるのでござりますので、港湾労働者の雇用の安定という面におきましては、その辺役立つような仕組みになつておりますし、またそのように運営をしてまいりたいと思います。

○田中(慶)委員 ゼひ今度の法律改正に当たつてはこれは今回の法案とは直接関係ありませんが、御案内のように、イランとアメリカとの間でまさしく戦火状態になつてきている現状を見たときには、外航をされている、そこに働く、労働されている人たちが大変身の危険を感じながら今仕事につかれていると思うのです。しかし、あのタンカーそのものは日本の産業のエネルギー、こういうことでありますから、こういう点について、運輸省初め国としてまず安全であるということの努力、さらにはまた危険を冒してこのような仕事をされている皆さん方に政府として具体的に何らかの意思の表明、あるいは具体的な物心両面における措置といふものがあつてしかるべきじゃないか、こんなふうに思つております。その辺について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○岩村説明員 お答え申し上げます。

をしておるわけでございまして、その中で現在本関係の船舶は十六隻湾内におりますが、その中には日本人の船員が百八十二名現在働いておられるわけでございます。この船舶及びその働くおられる船員の方々の安全の確保というのは、運輸省いたしましても最重要課題の一つと認識をいたしておりますところでございます。

運輸省いたしましては、從来からもペルシヤ湾内の船舶の航行の安全の確保のためには、情報の収集、それから関係船舶へその情報を伝達する、さらには外交ルートを通じまして安全の確保の要請をする等々の施策を講じておるところでございます。今般の事件を契機にいたしまして、関係省庁それから関係の団体から最新の関係情報を集めまして、船王協会を通じまして、先ほど申し上げたように、現在ペルシヤ湾内に十六隻の船舶がおりますが、その関係船舶、さらには今後入湾予定の船舶に対しまして、これらの情報を伝えること、それから入出港につきまして細心の注意を払うよう、万全の注意を払うよう改めて注意を喚起したという対策を講じておるところでございます。

なお、こういう事情でござりますので、あすにも関係省庁それから海運労使間で情報交換を図るために連絡会を開こうというようなことを考えておることでございます。

ちなみに、本日、三隻ほどペルシヤ湾に入港いたしましたけれども、現在のところ無事目的地に向けて航行中であるという情報でございます。

それから、第二点目の御指摘の、こういう危険な海域で働くおられる船員に対し何か我々の感謝の気持ちをあらわすべきではないかという御指摘につきましては、これは既に總理それから運輸大臣からも御答弁いたしておりますが、そういうことで何らかのことをするということで、現在運輸省いたしまして検討をいたしておるところでござります。

シヤ湾内で働いている人たち、やはり幾ら危険な仕事といえ日本のエネルギーを輸送していただきたいと思っているわけでありますから、安全対策には万全を期するよう、さらにまた百八十数名の乗組員の人たち、家族その他のことを考えてみますと大変な心配もあるうと思います。そういう点では、予算委員会でも申し上げましたけれども、物心両面にわたる何らかの措置を一日も早く講ぜられるように、検討しているということでありますから、要望して、私の質問を終わりります。ありがとうございました

います。この「調整の目標に関する事項」として何を定めるかという質疑は、きょうの午前中にもございまして、そこで常用港湾労働者の数とセンターが常時雇用する労働者の数を掲げる、それが「調整の目標に関する事項」として必ず盛り込まなければならぬ事柄であるという御説明を申し上げておるわけでござります。

○田中(委)委員 法律で決めていたものをわざわざとつてしまっているということに私は非常に躊躇感を感ずるわけですが、新法の七条では職安所長が事業主に雇用管理についての改善の勧告を出すこと

つくりなさいと勧告してもつくれらない。またつくれても紙切れで出してそれを守らない。そういうことがあつたときに、きちっとそれを守らせる保障というのがあるんでしょうか。——委員長、ちょっと済みません。大臣も局長もいらっしゃるのに、どうしてあなたが出てくるんですか。私は局長と大臣に質問しているのに、どうしてあなたが出てくるんですか。委員長、その点ちょっと…

がでしょうか。  
○岡部政府委員 労働行政といいますものは、やはり私ども、労使の御理解、御参加を得て進むべき性格のものであるというふうに考えておりまします。したがいまして、この港湾労働行政といふものにつきましても、やはり労使の御参加を得て、これまたお互の十分な意見交換のうちに進められるべきものであるというふうに基本的に理解をいたしております。

したがいまして、そのような計画をつくるべきにもかかわらず、あるいはまた雇用管理を十分に

○畠委員長代理 田中美智子君。  
田中美智子君、これまでの港湾雇用調整計画は各港湾ごとに毎年登録日雇い労働者と企業常用労働者の定数を決めていました。今回の改正で雇用労働者等十画に亘るまで、このように交換につなげていますが、これで

ことができるというふうになつて、います。ですかく、すこし、勧告するようになつて、いるということなんですが、うけれども、もしこの勧告に従わずに、この計

○野寺説明員　法律の条文に即してお答えすべきことであるというふうに思いましたので、お答えいたします。

すべきであるにもかかわらず、それが十分でないという場合のお尋ねでございますが、これは私どもいたしましては、十分な行政指導をもつて対処して、その気になるように関係者を導くという二点、正確にいうと二番筋表記の二点を述べ

たわけです。削除しないと何か不都合なことがあ  
るから削除したのでしょうか。  
○野寺説明員 今回御提出いたしております法案  
の中に定数という言葉は出てまいりませんが、国  
のつくります計画の中に、この定数というものは  
当然出てくるということになつております。削除  
するということにつきまして格別の理由があつた  
わけではございません。そういうものも当然入  
るという前提で現在の法案ができてゐるわけでござ  
います。

すけれども、この関係は現在の法案の第七条の中です書いてござります。これはそもそも国がつくらります計画に照らしまして事業主が雇用管理を行つていただくわけでございますけれども、雇用管掌管理ということとの性格上、強制するのではなく、事業主が理解し自発的にそれをつくるということが必要だでござります。安足所長が行います事業主に対する勧告というのは、その契機でございます。したがいまして、それを罰則をもつて強制するといったようなことが果たしてふさわしいのかどうか、

○田中(業)委員 大臣伺いますけれども、一生懸命で努力いたしますということだけでは、実際にはなかなか守られない事例がたくさんあるわけです。例えば身障者雇用促進法、これなども何%は障害者を雇わなければならぬということを決めていても、これを守らない。大きな企業ほど守つてないぢやないですか。そういうことで、その

○田中(美)委員 信じていらしても、實際には今までいろいろな法律で努力義務、均等法にしてもら、単なる努力義務では言うことを聞かなかつたら、そのままになつてゐるという事例がたくさんあるから、私は言つてゐるんです。ですから、せめて企業名を公表するというようなことをつくつておくということは必要だと思います。

次の質問に移ります。

登録日雇い労働者が今度はセンターに移行する

○田中(美)委員 大臣、私はおかしいと思うのですが、それどころか特別の理由もないのに、法律で決めていたのに、それを何の理由もないのに削除したというのにはやはりおかしいと思われませんか。大臣はどう思われますか。——大臣、理由がないのに削除するというのはおかしいと思いませんか。

○佐藤(仁)政府委員 ただいま特別雇用対策課長からお答え申し上げましたように、新しい港湾雇用安定等計画におきましては、三項目の事項が法律上必須の事項として記載しなければならないものとなっております。その二つ目に「労働力の需給の調整の目標に関する事項」というものがござる

雇用管理という性格を考えますと、罰則をもつて強制するべきものではないというふうに思っておられます。

ちなみに、現在お出ししてございます法案全体として、必要な部分については罰則を付してございまして、それ相応の処罰規定もございます。この法律全体として見ますと、必要な部分に十分な罰則がございまして、その中でこの雇用管理という部分につきましては、やはり事業主が自主的に理解してつくるということがあさわしいというふうに考えているわけでござります。

○田中(農)委員 自主的につくるということは、それは構いませんけれども、つくれない。計画を

結果指導します、指導しますと言つても、これを守らない。彼ら指導しても言うことを聞かない。そういうことで、これは法改正しまして、未達成の大きいところは企業名を公表するというふうに法律を変えたんですね。そういう形で一度公表したことがあります。ですから、何らかの、それをすぐ実行せよということではありませんけれども、幾ら言つても言うことを聞かないというところには、やはりその企業名を公表するとかいうことがない、単なる一生懸命努力して指導しますといふことでは、実効あるものにはならないのです。いかないかという疑問を私は持ちますが、大臣、いか

○野寺説明員 本日の御審議の中で各先生方に何度もお答えをしてまいったわけでございますが、このセンターは公益法人でございますが、民間事業体でございます。したがいまして、どういう人間をそこが採用するのか、それはそこのセンター自身が採用基準を定めまして、そしてその採用基準に合ったものを採用するということになるわけでござります。ただ、現在登録日雇い港湾労働者として働いておられる方々は、この採用基準の問題がござりますけれども、基本的にはそちらに移行す

るということが妥当であろうと思ひます。しかしながら、体力、適性その他の関係、あるいは場合によりましては、定年といったような問題で、そ

採用しないといったようなことが生じないようにしてまいりたいというふうに思つております。

○田中(美)委員 そうしますと、全員移行するのではなくて、今まで登録していたわけですから既得権があると私は思うのですね。ですから、全員を移行すべきだと私は思います。これが何年もたましまして人が変わっていくことになれば、やはり企業の考え方で人を雇っていくということも自然出てくるかもしれません。しかし、こう

たのですけれども、体力や適性といつても、今まで体力もあり適性もあるからこそ登録されていました。それがどうして法律が変わると急に体力がなくなったり、適性がなくなつたりというようなことになるのでしょうか。

で変わるもので、それが何をもたらすかは、たしかに法律の本質を理解するうえで重要な要素です。しかし、国が法律を変えて、そして今まで既得権として働いていた人が一遍に身分が不安定になる、これはやはり納得いかないと私は思うのですね。こういうことをしまとめると、中高年の方や体が弱いとか女性、それからセンターが何となくお気に召さないとかいうような人たちが排除されていくという可能性が出てくらんではないですか。そこらへんはどうぞご

議あるいは最前の御審議の中にもございましたが、平均年齢五十二・九歳という、一般の例えれば製造業に比べますと考えられないくらいの平均年齢でございます。したがいまして、この点から申しましても、現在の輸送革新に十分対応できる技術を身につけるにはちょっと年齢が行き過ぎているという感じがいたすわけでございます。もう一つの問題は、この支店訓練と申しますのは、日量

○野寺説明員

引き続きお答えいたします。

○野寺説明員　引き続きお答えいたします。

して、年齢によります技術革新に追いつく限界と、いうものが当然出て来ているわけでございますが、そういう観点が今回の法案の御提出の一つの大いきな理由であるというふうに考えたわけでござります。

これが妥当であるか否かという問題はあるわけですが、いまして、これは国の方がこの法人に対しまして監督権限の中で、この法人のそりといった採用基準その他のついても不要である、は妥当でない、よ

○田中(美)委員 今のお話を聞いていますと、非常にはつきりしたわけですけれども、ていのいい首切りではないか、平均年齢が高くなつたから、ですから機関をやめてセンターをつくつて、そり

うなものが出てまいれば、それを認めないと、うごきの仕事として、不思議な感じがする。うごきの仕事として、不思議な感じがする。うごきの仕事として、不思議な感じがする。

ときにもう今のは首を切れないから、そういうためにこの法律をつくったんじゃないのか、ていいのいい首切り法案ではないかというふうに今のお答えでは私は思います。思わず本心を言われた

【畠委員長代理退席、委員長着席】  
○田中(美)委員 非常に抽象的な言い方ですけれども、次に移行して身分が安定したといったふ生活の安定に不安が生ずることのないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

者雇用安定センターに移行し得ないこと等により職業生活の安定を損なわれるおそれがある者も生ずることが見込まれますことから、これらの者に対しましては、給付金の支給等を図りますとともに、就職の促進など必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

なお、その具体的な内容及び実施方法につきましては、関係者の御意向も踏まえつつ今後慎重に検討を行い、登録日雇い津湾労働者であった者の

○佐藤(仁)政府委員 今回の法改正に伴いまして登録日雇い制度が廃止されるわけでござりますが、センターに移行された方ににつきましては、これまでの日雇いから常用労働者という形になりまして、雇用の安定に資するところが大きいと思ひます。一方、登録日雇い労働者の中には港湾労働者雇用安定センターに移行し得ないこと等により

次の方へ、一級免許のうなづかなければいけないかと申します。それを言つておられるのです。

んだと思いますけれども、年齢が五十二・九歳といふのは決して私は高いとは思ひませんよ。まだ今人生長いわけですから、五十一・九歳で年齢が高いからなんということは言えないと思ふ。平均年齢が高くなつたからといって簡単に首を切れないから、この法改正をして、結局はいいのいい首切りをしようというふうに考へてゐるのではないか、今のお答えは私はそのように思ひます。(発言する者あり)そちらも勝手に思つています。(立場が違うのかもしれませんけれども、そういう形で出していらっしゃるので、私としてはど

労働者の数も、決めないわけじゃないかもしませんけれども、企業ですからぎりぎりということになり、企業労働者の数も余りはつきりしないということになりますと、やみ雇用があえるのです。

○田中(美)委員 これ以上聞いてもあれだと思ひますけれども、私は大変おかしいというふうに思ひます。十分な退職金を全員に出すべきだということを私は強く要求しておきます。

○佐藤：〔政府委員〕やや言葉が足りなかつたのかと存じますが、現行の港湾労働法におきましては、中小企業退職金制度に特例として加入できることになつております。したがいまして、その意味では退職金は全員に出るという形になります。

一方、移行できなかつた方々の生活の安定を図る観点から、私はその措置として一時金を支給することを考えているということを先ほどお答え申し

さんへしたて、今やるよ。よめた思ひとくへ  
行こうと、次にどんなところへ行こうと、まず退  
職金をもらってから行くんじゃないですか。次に  
いいところへ行くから退職金は出さないという理  
屈は成り立たないと思うのです。時間がありますせ  
んので一言で、今のあれでは移行する場合には退  
職金は出さないということですね。

て、普通の会社で私たちがどこかをやめる、やめたらそこで退職金をもらつて、次にもつといとこに行くかもしれませんね。次に行つたときに非常に安定するから、この退職金は要らないんだという理屈は成り立たないと思うのですね、全く違うものになるわけですから。これを解散するならば、この人たちにみんなやめてもらひ込んだら、まず退職金を出すべきだ。そしてどこに行こうが、どんな悪いところになろうが、退職金をまず全部出す。安定するんだから退職金を出さないなんということは、それはないでしよう。局長にしたつて、課長

ないかと思いますが、簡単にお答えください。

○佐藤(「」)政府委員 今回の港湾労働法の改正は、輸送革新の進展に伴い、港湾運送に必要とされる技能労働力の質、量にわたる円滑な確保を図ることを目的としたとしておりますので、これによりまして、基本的に手配師等の存在を必要とする方向に向かうものと考えております。また港湾におきましては、従来からやみ雇用、中間搾取等違法な就労問題が指摘されてきたところでもございますので、労働省いたしましては、今後も関係行政機関との連携を密にいたしまして、合同立入検査の実施を図りますほか、港湾労働法遵守強化期間を設定するなどによりまして、従来にもまして雇用秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

○田中(美)委員 まるで心のこもっていない、文章をすらすらと読むような、そういうあれでは国会の本当の審議にならないと思うのですよね。お互いに論議をかみ合わせていかないと、ただあれは本気ではない。そんなことで、雇用期間をつくったからやみ雇用がないとか、今のやみ雇用なんていふものはひどいものじゃないですか。

その次に移ります。

私はいろいろなことを心配するわけすけれども、運送業者からすればセンターから人が幾らでも派遣されてくるわけですからね。それだからば、自分のところの常用労働者というものをなるだけ少なくしようと、あるいは普通じやないかと私は思うのですね。そうすると、今まで常用労働者として身分の安定した人が合理化の対象になって、派遣労働者とかえられていく、こういう心配はないのですか。そういう保証はありますか。簡単にお答えください。

○野寺説明員 企業常用とセンター常用の関係につきましては、国が計画をつくります。その計画の中で両方の労働者の数といふものを書くわけでございます。これは先ほど先生にお答え申し上げたとおりでございます。この国のつくります計画

は、各港を持っております地区審議会の中で、労使の御意見をいただきながら出てまいりたものを積み上げてつくるという形になるわけございま

す。最終的には中央にございます港湾調整審議会の御議論を経て決まるというものでございます。

したがいまして、この計画の中で、そういう方向に向かうものと考えております。また港湾におきましては、従来からやみ雇用、中間搾取等違法な就労問題が指摘されてきたところでもございますので、労働省いたしましては、今後

とも関係行政機関との連携を密にいたしまして、合同立入検査の実施を図りますほか、港湾労働法遵守強化期間を設定するなどによりまして、従来にもまして雇用秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

○田中(美)委員 まるで心のこもっていない、文章をすらすらと読むような、そういうあれでは国会の本当の審議にならないと思うのですよね。お互いに論議をかみ合わせていかないと、ただあれは本気ではない。そんなことで、雇用期間をつくったからやみ雇用がないとか、今のやみ雇用なんていふものはひどいものじゃないですか。

その次に移ります。

私はいろいろなことを心配するわけすけれども、運送業者からすればセンターから人が幾らでも派遣されてくるわけですからね。それだからば、自分のところの常用労働者というものをなるだけ少なくしようと、あるいは普通じやないかと私は思うのですね。そうすると、今まで常用労働者として身分の安定した人が合理化の対象になって、派遣労働者とかえられていく、こういう心配はないのですか。そういう保証はありますか。簡単にお答えください。

○野寺説明員 企業常用とセンター常用の関係につきましては、国が計画をつくります。その計画の中で両方の労働者の数といふものを書くわけでございます。これは先ほど先生にお答え申し上げたとおりでございます。この国のつくります計画

と、そのときに勝手に何かセンターというものをつくって、こっちの労働者はこっちへ持つてくる、こっちの労働者はこっちへ持つてくる、こんなことをしたら、常用労働者の身分なんというのを、本当に将棋のままのように動かされてしまう

と私は思うのです。これは港湾運送事業法十六条に記載されたがままで、非常に危険なところだとうふうに思います。

この点は、大臣、おわかりになりますか、一言おっしゃっておりませんけれども、そういうこ

とになりませんか、このところは、大変なことになると思うのですね。全く違う運輸会社の人をこういうふうに勝手に行き来させる。センターさえ通せばいい。形だけセンターに通せば勝手にあればいい。保証があるのかと聞いているのにべらべらべら。対してきわどい回答をしないで、ただべらべらべら、下を向いて顔を上げられない。そんな自信のないような法案を出しているのでしょうか。

○岡部政府委員 先生が今申されましたようないわゆる相互融通というふうな制度につきましては、今度の新法におきましても厳に戒めておるところでございます。そのような相互融通制度は、常用労働者の身分も安定しない、こういうふうになると思うのですけれども、大臣、どう思われますか。

その次に、これは重大な問題だと思うことなの

ですけれども、常用労働者というのは各企業のいわば社員であるわけですね。そうすると、この社員を相互に融通し合うことができるようになり法律でなる。これは今まで法律で禁止していたわざでございます。そのようにして、港の状況というのは、先生御高承のとおり非常に大きな波動性がございます。これにどのように対処するか。これは從来、日雇いという形で事業主は対処しましたが、一方において、行政としては、これの常用化を進めるということを労働省として國の施策として進めてきたところでございました。常用化を一方において進める、一方において極端な波動性がある、これをどう調和するかと

形におきまして、業界全体として一つの産業全体が労働者が持てる能力をフル活用できるというふうな形におきまして全体の交流が図られる、こういう道を模索した、こういうふうに申し上げてよろしいかと思うでございます。

○田中(美)委員 何となく聞いていますと、そういったことをしないようですがれども、後の方を聞いていますと、出向という形をとれば自由にこれができるということを言っておられるのですね。これが危険だと私は言っているのです。机の上ではいかにも人間を最も効率よく使うような言い方ですけれども、これは人間を扱う扱い方と違います。本当に将棋のままを最も合理的に休ませないで自由自在に動かして、みんな不安定だということがあります。そこからも探つてくる。今度はセンターが足らないということになれば、出向という形でまるで手配師のようなやり方をします。私はこの質問をする前に港を視察してまいりましたので、今度の港がどのように変わつてきているかというのは大体のところは見てきました。結局手配師のよもつよそからも探つてくる。今度はセンターが足らないということになれば、出向という形でまるで手配師のようなやり方をします。私はこのではないかと私は思うわけです。そういうことはあり得ませんか。

○岡部政府委員 手配師というのは、労働のあつせんにかかわりまして不法なる、不当なる利得を得る者でございます。このたびの出向、派遣といふシステムは、規定に基づきまして、定めた料金しか徴収しない、こういう形でございまして、不當な利得が生ずる余地はないと存じます。

現在の手配師がやっているやみ雇用そのままのものが行われると私は言つてゐるのじゃないのです。それに非常に近づくのじゃなかというふうに思うのです。この間、再放送でいたけれども、「地球祭23時」というのですが、このような

中村敦夫さんが出ていたテレビのビデオを見せていただいたわけですが、あれを見ましても、あれはすべてが港湾労働者ではありませんが、ああいう状態をどう解決するかということに、これは全くこたえていないと私は思うですね。一部の人は、確かにセンターに行けば、ここで安定するという人もほんのわずかはあるかもわかりませんけれども、むしろ非常に広い範囲の人たちの身分が不安定になる。センターが、手配師といいますと、確かにこれは法に違反したことを見つけていますけれども、まあ法に違反していないという点で今度の法案にはたくさんの疑問点と不安というのがあります。

以上、述べました点から、今回の法案というの

は常用雇用者を不安定にする、それから登録日雇い労働者の身分も不安定にし、首切りされる、や

み雇用とはつきり——今のやみ雇用とはちょっと違つかもしれませんけれども、それに非常に似た

対です。きょうは反対討論がありませんのではつきり申し上げておきますが、修正案が出されるそ

うですが、この修正案の部分には私たち賛成いたしますけれども、原案には絶対反対だというこ

とをつけ加えておきます。

それで最後に、緊急の問題が起きておりますので、質問させていただきます。

J.R.が「走るホテル」と大宣伝し、青函トンネル開業後、上野から札幌の間を走っている直通寝台特急「北斗星」、この食堂車の中の暖房設備の中にはがん物質と言られており、アスベスト、石綿ですね、これが使われている、それが車内に飛散しているのではないかということが今問題になっています。

暖房装置の中に断熱材として石綿が入っており、と言われている車両、これはJ.R.東日本ですが、

この車両は東京北区の尾久客車区、ここ所有になっている車両は、列車に乗りますと座ったところのすぐ横に足が乗せられるように暖房がずっとついていますね。横から風が入って上へ上がつてく。これはその一つの列車、食堂車の周りにずっと全部あるんですね。その中の一部分ですけれども、この五〇六というところをとりまして調査をしていただいたわけです。これは名古屋大学医学部衛生学教室の分析で、石綿の種類はクリソタインと白石綿というのですか、あることが明らかになつたという分析をいたしております。

これは中を見てみますと、足が乗つかるところの上の金属部分のところをはがしますと、

これは写真が非常に見にくいくらいかもしれませんけれども、こちらの上の金属部分のところをはがしますと、

これは中を見てみますと、足が乗つかるところには金属があつてありますからわからないのですが、

これは外したらそこどころ、横から風が入って上へいくわけですね。ですから、これは非常に車内に飛散しているのではないかと言われています。

これは、私も実はこの汽車には乗りたい、一度出張でも行かせて貰えかなと思うぐらいにす

べきな、シャワーもついていれば、フルコースのフランス料理を食べさせてくれると、シートが物すごい立派だとか、自分で乗るのはちょっと高過ぎるなど思うのですけれども、一遍乗ってみた

い。そして青函トンネルをぐつて札幌まで行つてみたい。私はこれがP.R.されたときに本当にい

いものができたなと喜んでいました。そういう意味でいろいろな料理などを載せてP.R.しているの

で、それでも、これが食事車なんですね。ちょっと見たところ非常にきれいで、乗つてみたいなど思っています。これは見えないので、この

車両の影響を受けるところで働いている人がたばこをのみますと、がんになる率は五十倍になるの

ますと、この車両だけ、ちょっとおかしいのです

けれども、これは写真がとても小さくて大臣には見えませんけれども、ずっと「北斗星」の車両が並んでいて、その中の食堂車が一つ、屋根が低い

のですよ。車両の形が違うのですね。同じ列車が

ずっと並んでいる中で、この食堂車だけ違うので

す。これは調べてみましたら日立製作所でつくつ

たのが昭和四十九年、非常に古いのですね。今ベ

ビーバウダーとか学校の天井だと壁にアスベス

トが入っているというので大騒ぎになつて、それ

を取り除く、まだどこか取り除いていないという

ものですね。これは吹きつけをやつたのですけれども、ちょうど昭和三十年から四十年代ですね。その

この車両は四十九年につくつてあるのです。その

ころにはこれを盛んにやつておったのですね。そ

れをそのまま使っておるのです。ですからほかの

車両と違うのですね。六十三年に新津車両所とい

うところで改造しているわけなんです。

ですから、これはどう考へても大至急調査をし

ていただきたいのです。名古屋大学の分析を担当

していただきたいのです。久永直見先生という方は、石綿は

発がん物質であり、少量でも人体への影響はでき

るだけ避ける必要がある、すぐにはんになると

いうものではないにしても、少量でも危ない、J.R.

内の専門家の意見も聞いて、現在の空気の汚染状

態がどうなつてあるか、それがぼろぼろになつて

いるのがどういうふうに出てくるのかというよう

なことについて適切な対策をとるべきだと分析の

結果言われているわけです。

これは今はまだ暖房を使っていませんけれども、車両は非常に暑いそうですので、上がってい

て今だつて危険なんですね。暖房があるようになつたら、そこをどんどん上がつてくるわけですか

ら。問題は、石綿の影響のあるところで働いてい

ますけれども、これが本当にそうですね。それで

乗つて、また戻つてくるわけですね。年じゅうそ

うことをやつているわけですから。安全だと思

けれども調査する。調査するということはどうし

てもしてほしいですけれども、安全ですと言つ

は、何を考えて言うのですか。こんなにぼろぼろ

になつてゐるのを、これはつい最近撮つてきた写真ですから、小さくて見えませんけれども、素人が見たつてふつと吹けば舞つてくるんですよ。それで石綿だと認めていたながら、それは安全だと言つたことはどう考へてもおかしい。それから修理をしたり検査をしたり保安をやつている労働者、こういう人たちの健康だつて、これは一日もおろそかにすることはできないのです。ですから、安全だと思つれども、まあ一応言われたから調査するなどというような態度は真剣じゃないと私は思うのです。人命にかかることがありますから大至急これを調査してほしい。第一、こんな四十七年に石綿を吹きつけたようなボロ車を使うなどと言うのです。こんなものは廃棄してしまつて新しいのをつくつたらいいじゃないですか。たつた三両じゃありませんけれども、フルコース七千円、やはりそこで快適に旅行するというイメージをつくるんじゃないですか。こういうけちなことをして、人命にかかるようなことは許せないと想うのですね。

○福垣委員長 この際、本案に対し、高橋辰夫君外三名から修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。高橋辰夫君。

○福垣委員長 以上で本案に対する質疑は終りました。本修正案に対する質疑は終局いたしました。

○福垣委員長 「本号末尾に掲載」

○高橋辰夫君 ただいま議題となりました港湾労働法案に対する修正案につきまして、自由民主

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○福垣委員長 修正の要旨は、第一に、事業主が、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときに、港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者派遣を求める「努力義務」を

○福垣委員長 事業主の「義務」に改めること。

○福垣委員長 第二に、公共職業安定所長に対する港湾労働者の雇用の届出義務に違反した事業主等に対し、罰則を科すること。

○福垣委員長 第三に、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること。

○中村国務大臣 以上であります。

○中村国務大臣 しつかり勉強させていただいたおるわけでございます。今の問題につきましては、運輸省からも御答弁がありましたがけれども、労働者といましても、運輸省と十分連携をとりながら、実態の把握をしてまいりたいと考えます。

○田中(美)委員 お勉強していただいたのは結構申し出がありますが、理事会において協議の結果、御遠慮願うこととしたしましたので、さようにいて、きつありと大臣がお答えいただくのが委員御了承願い、直ちに採決に入ります。

港湾労働法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○福垣委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

○福垣委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○福垣委員長 「賛成者起立」

○福垣委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○福垣委員長 「賛成者起立」

○福垣委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

○福垣委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○福垣委員長 「賛成者起立」

○福垣委員長 起立総員。よつて、本修正議決すべきものと決しました。

では、関係労働組合の意見が十分に反映されたりするものとなるよう指導すること。

五 港湾運送事業主が企業常用労働者及び指定法人雇用労働者以外の労働者を使用しないよう指導等を行うこと。

六 新制度への移行に当たつては、登録日雇港湾労働者の雇用と生活の安定の確保に十分配慮して、必要な経過措置を講ずること。

七 本法の実効を確保するため、違法雇用の取締りの強化その他必要な定員の確保を含む行政体制の充実強化に努めること。

八 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

九 上で趣旨の説明は終わりました。

十 附帯決議に付することに決しました。

十一 本法に附帯決議に付することに決しました。

十二 本法に附帯決議に付することに決しました。

十三 本法に附帯決議に付することに決しました。

十四 本法に附帯決議に付することに決しました。

十五 本法に附帯決議に付することに決しました。

十六 本法に附帯決議に付することに決しました。

十七 本法に附帯決議に付することに決しました。

十八 本法に附帯決議に付することに決しました。

十九 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十一 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十二 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十三 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十四 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十五 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十六 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十七 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十八 本法に附帯決議に付することに決しました。

二十九 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十一 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十二 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十三 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十四 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十五 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十六 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十七 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十八 本法に附帯決議に付することに決しました。

三十九 本法に附帯決議に付することに決しました。

四十 本法に附帯決議に付することに決しました。



場にあつては、衛生推進者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十二条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場について、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

第十八条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、「防止」の下に「及び健康の保持増進」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 労働者の健康の保持増進を図るために必要な対策に関すること。

第十八条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 産業医のうちから事業者が指名した者によるべき対策に関すること。

第十八条第三項中「次の者」を「当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの」に改め、各号を削る。

第十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 産業医のうちから事業者が指名した者によるべき対策に関すること。

第十九条第三項中「次の者」を「当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの」に改め、各号を削る。

第三章中第十九条の次に次の二号を加える。

（安全管理者等に対する教育等）

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対する教育、講習等を行い、又はこれらが従事する業務に関する能力の向上を図るために、教育、講習等を行ふように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するも

のとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことがで

り、労働省令で定める有害性の調査を「労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査」に改め、「労働省令で定めることにより」を削る。

第二十八条第四項中「前二項」を「第一項又は

三項を同条第四項」とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二号を加える。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもの

ほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安

全又は衛生のための教育を行うように努めなければならぬ。

第六十一条の二 事業者は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとするものとする。

第四十二条の前の見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第四十三条の次に次の二号を加える。

二 労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たつては、中高年齢者に対して、特に配慮するものとする。

第四十二条の前の見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第四十三条の次に次の二号を加える。

二 労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たつては、中高年齢者に対して、特に配慮するものとする。

第四十三条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ労働省令で定める事項を通知することその他當該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命じることができる。

第五章 第七章 健康の保持増進のための措置その団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第六十五条第六項を削り、同条の次に次の二号を加える。

（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条 第七章 第七十二条の二 労働大臣は、第六十九条第一項に定めるもののほかを加え、「レクリエーション」を「レクリエーション」に改め、同条の次に次の二号を加える。

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講すべき健康の保持増進のための措置について、その適切かつ有効な実施を図るために、

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第七十一条を次のように改める。

（国の援助）

第七十二条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の

必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たつては、中小

三 第四十四条の二 第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二 第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二 第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

第五十七条の二 第一項各号列記以外の部分中第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて行わなければならぬ。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならぬ。

（作業の管理）

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮



日から〇に規定する年金支払開始日の前日までの間に当該契約に基づく預貯金等の利回りの上昇により政令で定める理由が生じ、政令で定めることにより当該預貯金等に係る利子等の払出しを行ふ場合」を加え、同条第四項第一号「中「取得のための」を「取得又は持家である住宅の増改築等増築、改築その他の工事で政令で定めるものを行う」）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための」に、「その取得」を「その持家の取得等」に「としての住宅の取得のために」を「の取得等のために」に改め、同号二中「頭金等」の下に「（持家としての住宅の取得に係るものに限る。次号へ及び第三号へにおいて同じ。）」を加え、同項第二号ハ及び第三号ハ中「としての住宅の取得」を「の取得等」に改める。

第六条の二第一項第一号中「総称する。」の払込みの下に「（第八号に掲げる事項を定めたときは、同一号に規定する払込みを除く。第三号において同じ。）」を加え、同項第一号中「この号並びに次条第一項第二号及び第七条の七第一項において」を削り、同項第六号中「当該労働者に支払われる」を削り、「〔第一回目以後の給付金〕といふ。」の下に「及び第八号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る労働者につき最初に支払われるべき給付金（以下この号において「引継ぎ付金」という。）」を加え、「生じた日」までを「生じた日」とし、引継ぎ付金の支払の場合には、政令で定める日とする。」までに改め、「全額が」の下に「、当該労働者に対し」を加え、「されている」を「されており、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の1号を加える。

が締結している労働者財産形成基金契約に基づき前条第一項第六号に規定する給付金又は次項第五号に規定する給付金の支払を受けることができる場合において、その申出により当該給付金に係る金銭を当該契約に基づく最初の信託金等の払込みに充てることができる旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定めるところにより行うこととされていること。

理

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

第七条の十九第三号中「対して」を「対する」に改め、「支払」の下に「その他政令で定める金額の支払」を加える。

ことができる旨を定めたときは、当該拵込みは、政令で定めるところにより行うこととされていること。

社会労働委員会議録第七号中正誤

ペシ段行誤  
一一三八年次有給休暇 有給休暇

昭和六十三年五月一日印刷

昭和六十三年五月六日発行

衆議院事務局

印鑑者 大蔵省印刷局